

改正後	改正前
<p>（世帯員とみなす事由）</p> <p>第一条 農地法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第四号</u>の農林水産省令で定める事由は、<u>懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留</u>とする。</p> <p>〔削る。〕</p> <p>〔削る。〕</p> <p>（法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業）</p> <p>第二条 法<u>第二条第三項第一号</u>の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（法人に農地又は採草放牧地の権利を移転した後その構成員となる者に係る一定期間）</p> <p>第三条 法<u>第二条第三項第二号イ</u>の農林水産省令で定める一定期間は、六月とする。</p> <p>（一般承継人の範囲）</p> <p>第四条 法<u>第二条第三項第二号イ</u>の農林水産省令で定める一般承継人は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（世帯員とみなす事由）</p> <p>第一条 農地法（以下「法」という。）<u>第二条第六項第四号</u>の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 昭和二十年八月十五日以前の召集又は徴用</p> <p>二 懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留</p> <p>（法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業）</p> <p>第一条の二 法<u>第二条第七項第一号</u>の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（法人に農地又は採草放牧地の権利を移転した後その構成員となる者に係る一定期間）</p> <p>第一条の二の二 法<u>第二条第七項第二号イ</u>の農林水産省令で定める一定期間は、六月とする。</p> <p>（一般承継人の範囲）</p> <p>第一条の三 法<u>第二条第七項第二号イ</u>の農林水産省令で定める一般承継人は、次に掲げるものとする。</p>

一 (略)

二 前号又はこの号に規定する者の一般承継人で、当該各号に規定する者の死亡の日の翌日から起算して六月以内にその法人の構成員となり、引き続き構成員となつていゝるもの

(法人の常時従事者となることが確實と認められる者に係る一定期間)

第五条 法第二条第三項第二号二の農林水産省令で定める一定期間は、その法人の構成員となつた日の翌日から起算して六月とする。

(農作業の範囲)

第六条 法第二条第三項第二号ホの農林水産省令で定めるものは、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とする。

(事業の円滑化に寄与すると認められる契約)

第七条 農地法施行令(以下「令」といふ。)第二条第三号の農林水産省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一・二 (略)

(農作業に従事する日数)

第八条 法第二条第三項第三号の農林水産省令で定める日数は、年間六十日(理事等(同号に規定する理事等をいふ。以下同じ。))がその法人の行う農業(同項第一号に規定する農業をいふ。次条、第十一条第一項第六号二及びチ、第五十九条第六号及び第十号並びに付録第一及び付録第二において同じ。)に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち

一 (略)

二 前号又はこの号に規定する者の一般承継人で、当該各号に規定する者の死亡の日の翌日から起算して六箇月以内にその法人の構成員となり、引き続き構成員となつていゝるもの

(法人の常時従事者となることが確實と認められる者に係る一定期間)

第一条の四 法第二条第七項第二号二の農林水産省令で定める一定期間は、その法人の構成員となつた日の翌日から起算して六箇月とする。

(事業の円滑化に寄与すると認められる契約)

第一条の五 農地法施行令(以下「令」といふ。)第一条第三号の農林水産省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一・二 (略)

(農作業に従事する日数)

第一条の六 法第二条第七項第三号の農林水産省令で定める日数は、年間六十日(理事等(同号に規定する理事等をいふ。以下同じ。))がその法人の行う農業(同項第一号に規定する農業をいふ。次条、第二条の二第七号二及びト、第十三条の三第六号及び第九号並びに付録第一及び付録第二において同じ。)に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち

最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数」とする。

(常時従事者の判定基準)

第九条 法第二条第四項の規定による法人の構成員が常時従事者であるかどうかの判定は、次の各号のいずれかに該当する構成員を常時従事者とするによりするものとする。

一 一三 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)

第十条 令第三条第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 令第三条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第二十六条第一号を除き、以下同じ。)

[削る。]

ち最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数」とする。

(常時従事者の判定基準)

第一条の七 法第二条第八項の規定による法人の構成員が常時従事者であるかどうかの判定は、次の各号のいずれかに該当する構成員を常時従事者とするによりするものとする。

一 一三 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)

第二条 令第一条の二第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 令第一条の二第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第四条第一号及び第八条第三項第一号を除き、以下同じ。)

二 法第二条第二項に規定する小作地又は同条第三項に規定する小作採草放牧地(以下「小作地等」という。)につき小作農等(法第三条第二項第一号に規定する小作農等をいう。以下同じ。)以外の者が所有権を取得しようとする場合には、次に掲げるいずれかの書面

イ その小作農等がその小作農等以外の者に対しその小作地等の所有権を移転することにつき申請前六月以内に同意したことを証する書面

二 権利を取得しようとする者が法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第六条第一項第一号ロに規定する法人を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し

三・四（略）

五 権利を取得しようとする者が法第二条第三項第二号チに掲げる者が構成員となつてゐる農業生産法人である場合には、その構成員とその農業生産法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号チに掲げる者であることを証する書面（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）

六 権利を取得しようとする者が令第六条第二項第三号に規定する法人である場合には、第十九条第二項の要件を満たしていることを証する書面

七 法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し

ロ その小作地等につきその小作農等が有する使用及び収益を目的とする権利が、強制執行、競売若しくは国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に設定されたことを証する書面

三 権利を取得しようとする者が法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び令第一条の六第一項第二号に規定する法人を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し

四・五（略）

六 権利を取得しようとする者が法第二条第七項第二号トに掲げる者が構成員となつてゐる農業生産法人である場合には、その構成員とその法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号トに掲げる者であることを証する書面

七 権利を取得しようとする者が令第一条の六第一項第四号の二に規定する法人である場合には、第三条の三第一項の要件を満たしていることを証する書面

八 権利を取得しようとする者が農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第四項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）である場合には、同法第二十七条の十三第二項に規定する協定の内容を明らかにした書類

八〇十 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)

第十一条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 申請に係る土地の所在、地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、面積及びその所有者の氏名又は名称
- 三 申請に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

四 (略)

五 権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項

イ これらの者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況

ロ これらの者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農

九〇十一 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)

第二条の二 令第一条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権若しくはこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合には、第一号から第四号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項）とする。

- 一 権利の設定又は移転の当事者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）
- 二 土地の所在、地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同様とする。）、面積、利用状況、普通收穫高及び耕作者の氏名又は名称
- 三 権利を設定し、又は移転しようとする事由

四 (略)

五 権利を取得しようとする者又はその世帯員が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

作業に従事する者の数等の状況

〔削る。〕

六 権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合には、次に掲げる事項

イ 農業生産法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利の取得後における事業計画

ロ 農業生産法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

ハ 農業生産法人の構成員からその農業生産法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積

ニ 農業生産法人の構成員のその農業生産法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

ホ 法第二條第三項第二号ホに掲げる者が構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人に委託している農作業の内容

ヘ 承認会社が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

ト 法第二條第三項第二号チに掲げる者が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人から供給を受ける物資若しくは提供を受ける役務の内容又はその構成員がその農業生産法人の事業の円滑化に寄与している状況（その構成員が法第二條第三項第二号の政令で定める者である場合には、これらに加えて、

六 権利を取得しようとする者が個人である場合にあっては権利を取得しようとする者又はその世帯員がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況

七 権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合には、次に掲げる事項

イ 法人が現に行っている事業の種類及びその実施状況並びに権利の取得後における事業計画

ロ 法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

ハ 法人の構成員からその法人に対する農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の状況

ニ 法人の構成員のその法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

ホ 承認会社が法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

ヘ 法第二條第七項第二号トに掲げる者が法人の構成員となつている場合には、その構成員がその法人から供給を受ける物資若しくは提供を受ける役務の内容又はその構成員がその法人の事業の円滑化に寄与している状況

令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかである旨

チ 農業生産法人の理事等の氏名及び住所並びにその農業生産法人の行う農業及び農作業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

七 信託の引受けにより法第三条第一項本文に掲げる権利が取得される場合には、当該信託契約の内容

八 権利を取得しようとする者が個人である場合には、権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

九 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供する農地及び採草放牧地の面積

十 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、その事由

十一 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

十二 権利を取得しようとする者が法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職

ト 法人の理事等の氏名及び住所並びにその法人の行う農業及び農作業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

八 権利を取得しようとする者が特定法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうちその法人の行う耕作又は養畜の事業に従事する者の氏名及び住所並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

九 権利を取得しようとする者又はその世帯員がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び役畜の状況

十 権利を設定し、又は移転しようとする土地が法第三条第二項第六号の土地であるときは、その旨

名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

十三 (略)

2 次のいずれかに該当する場合には、令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事項とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が農地若しくは採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は農業協同組合法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が使用貸借による権利若しくは貸借権を取得しようとする場合

三 前条第二項第八号に規定する場合

(申請書を送付すべき期間)

第十二条 令第三条第二項（令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

十一 (略)

(申請書を送付すべき期間)

第二条の三 令第一条の二第二項（令第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項、第十二条第三項、第十三条の二第二項、第十三条の四第二項及び第十五条の二第三項におい



(農業委員会を経由しない相当の事由)

第十三条 令第三条第三項(令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七條第二項)において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜三 (略)

(都道府県知事への申請書の提出)

第十四条 令第三条第三項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、申請書(經由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、同項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、農業委員会に提出した申請書と同一の内容のものに限る。)にその事由を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、令第三条第三項の規定により農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合において必要があると認めるときは、当該申請に関し、当該農業委員会の意見を聴くことができる。

て準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める期間は、申請書(令第十二條第三項、第十三條の四第二項及び第十五條の二第三項において準用する令第一条の二第二項の場合にあつては、申込書。次条及び第二條の五において同じ。)の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

(農業委員会を経由しない相当の事由)

第二条の四 令第一条の二第三項(令第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項、第十二條第三項、第十三條の二第二項、第十三條の四第二項及び第十五條の二第三項)において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜三 (略)

(都道府県知事への申請書の提出)

第二条の五 令第一条の二第三項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、申請書(經由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、同項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、農業委員会に提出した申請書と同一の内容のものに限る。)にその事由を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、令第一条の二第三項(令第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項及び第十三條の二第二項)において準用する場合を含む。)の規定により農業委員会を

(農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の届出)

第十五条 法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)又は農地利用集積円滑化団体(同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)は、第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

第十六条 前条の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前条の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農業経営基盤強化促進法第七条第一項若しくは第八条第一項又は第十一条の九第一項若しくは第十一条の十第一項の承認を受け、又は同法第十一条の十第一項若しくは第五項の規定により同法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程を定め、若しくは変更した後初めて当該農業委員会に前条の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一 (略)

二 農業経営基盤強化促進法第七条第一項若しくは第八条第一項の都道

經由しないで申請書が提出された場合において必要があると認めるときは、当該申請に関し、当該農業委員会の意見を聴くことができる。

(市町村又は農地保有合理化法人の届出)

第二条の六 法第三条第一項第七号の二の届出をしようとする農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)又は法第三条第一項第七号の三の届出をしようとする市町村若しくは農地保有合理化法人は、第二条の二第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

第二条の七 前条の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第二条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前条の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地保有合理化法人が、農業経営基盤強化促進法第七条第一項又は第八条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一 (略)

二 農業経営基盤強化促進法第七条第一項又は第八条第一項の都道府県

府県知事の承認を受けた同法第七条第一項に規定する農地保有合理化事業規程の写し又は同法第十一条の九第一項の承認を受け、若しくは

同法第十一条の十一第一項の規定により定め、若しくは変更された同

法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し

三 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合にあつては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

四 (略)

(農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の届出の受理)

第十七条 農業委員会は、第十五条の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に書面で通知しなければならない。

2 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外)

第十八条 法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四十五条第一項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地又は採草放牧地の貸付けにより法第三条第一項本文に掲げる権利が設定される場合

二 (略)

三 法第四十七条の規定による売払いに係る農地又は採草放牧地につい

知事の承認を受けた同法第七条第一項に規定する農地保有合理化事業規程の写し

三 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合にあつては、第二条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

四 (略)

(市町村又は農地保有合理化法人の届出の受理)

第二条の八 農業委員会は、第二条の六の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした市町村又は農地保有合理化法人に書面で通知しなければならない。

2 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外)

第三条 法第三条第一項第十号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地又は採草放牧地の貸付けにより法第三条第一項本文に掲げる権利が設定される場合

二 (略)

三 法第八十条第一項の規定による売払いに係る農地又は採草放牧地に

てその売払いを受けた者がその売払いに係る目的に供するため法第三  
条第一項の権利を設定し、又は移転する場合

四・五 (略)

六 都市計画法第五十六条第一項又は第五十七条第三項の規定によつて  
市街化区域（同法第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同  
法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたものをいう。以下  
同じ。）内にある農地又は採草放牧地が取得される場合  
七〇十一 (略)

〔削る。〕

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第十九条 令第六条第一項第一号ハの農林水産省令で定めるものは、学校  
法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

2| 令第六条第二項第三号の一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省  
令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 その行う事業が令第六条第二項第三号に規定する事業及びこれに附  
帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同  
組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する  
議決権の数の合計が議決権の総数の四分の三以上を占めるもの

二 (略)

〔削る。〕

ついてその売払いを受けた者がその売払いに係る目的に供するため法  
第三条第一項の権利を設定し、又は移転する場合

四・五 (略)

六 都市計画法第五十六条第一項又は第五十七条第三項の規定によつて  
市街化区域（同法第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同  
法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたものをいう。以下  
同様とする。）内にある農地又は採草放牧地が取得される場合  
七〇十一 (略)

第三条の二 削除

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第三条の三 令第一条の六第一項第四号の二の一般社団法人又は一般財団

法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 その行う事業が令第一条の六第一項第四号の二に規定する事業及び  
これに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、  
農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者  
の有する議決権の数の合計が議決権の総数の四分の三以上を占めるも  
の

二 (略)

2| 令第一条の六第一項第五号の農林水産省令で定める法人は、学校法人、

医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

(別段の面積の基準)

第二十条 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 設定区域（農業委員会が法第三条第二項第五号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

二 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。

三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。

2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

一 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

(別段の面積の基準)

第三条の四 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 設定区域（都道府県知事が法第三条第二項第五号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

二 都道府県知事が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アールの整数倍であること。

三 都道府県知事が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。

2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、十アール以上の面積であり、かつ、その単位はアールであることとする。

一 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

二 (略)

(都道府県知事への通知)

第二十一条 農業委員会は、法第三条第二項第五号の規定により別段の面積を定めたときは、都道府県知事にその内容を通知するものとする。

(公示の方法)

第二十二条 法第三条第二項第五号の規定による公示は、市町村の条例の公布と同一の方法によりするものとする。

(利用状況の報告)

第二十三条 法第三条第六項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可をした農業委員会又は都道府県知事に提出し、てしなければならない。

一 法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 前号の者が使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地又は採草放牧地の面積

三 前号の農地又は採草放牧地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

四 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

二 (略)

五 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六 第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七 その他参考となるべき事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し

二 その他参考となるべき書類

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出を要しない場合)

第二十四条 法第三条の三第一項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第五条第一項本文に規定する場合

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年年法律第五十八号)第三条第三項の承認を受けて法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した場合

三 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第十一条第一項の規定により特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認を受けたものとみなされて法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した場合

四 第十八条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当する場合

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法)

第二十五条 法第三条の三第一項の届出は、次に掲げる事項を記載した書

面を提出してしなければならない。

- 一 権利を取得した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 権利を取得した農地又は採草放牧地の所在、地番及び面積
- 三 権利を取得した事由及び権利を取得した日
- 四 取得した権利の種類及び内容

（農地を転用するための許可申請）

第二十六条 令第七条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 七 (略)

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第二十七条 令第七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 七 (略)

（地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設）

第二十八条 法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設

（農地を転用するための許可申請）

第四条 令第一条の七第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 七 (略)

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第四条の二 令第一条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 七 (略)



二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設

四 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ 国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

ロ 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

ハ 都道府県庁、都道府県の支庁又は地方事務所の用に供する庁舎

ニ 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎

五 宿舍（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）

（市街化区域内の農地を転用する場合の届出）

第二十九条 令第九条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 （略）
- 二 届出に係る農地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第十八条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面

（市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項）

（市街化区域内の農地を転用する場合の届出）

第四条の三 令第一条の九第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 （略）
- 二 届出に係る農地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第二十条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面

（市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項）

第三十条 令第九條第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 第二十七條第六号に掲げる事項

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出の受理通知書の記載事項)

第三十一条 令第九條第二項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 四 (略)

(農地の転用の制限の例外)

第三十二条 法第四條第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(二アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合

〔削る。〕

〔削る。〕

二 耕作の事業以外の事業に供するため、法第四十五條第一項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地の貸付けを受けた者が当該貸付けに係る農地をその貸付けに係る目的に供する場合

第四條の四 令第一條の九第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 第四條の二第六号に掲げる事項

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出の受理通知書の記載事項)

第四條の五 令第一條の九第二項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 四 (略)

(農地の転用の制限の例外)

第五條 法第四條第一項第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 耕作の事業を行なう者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(二アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合

二 焼畑又は切替畑で法第七條第一項第六号の指定を受けたものを農地以外のものにする場合

三 法第七十三條第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

四 耕作の事業以外の事業に供するため、法第七十八條第一項の規定により農林水産大臣が管理することとされている農地の貸付けを受けた者が当該貸付けに係る農地をその貸付けに係る目的に供する場合

三 法第四十七條の規定による売払いに係る農地をその売払いに係る目的に供する場合

四・五 (略)

〔削る。〕

〔削る。〕

六 地方公共団体（都道府県を除く。）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるもの（第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）の敷地に供するためその区域（地方公共団体の組合にあつてはその組合を組織する地方公共団体の区域、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域）内にある農地を農地以外のものにする場合

七・八 (略)

〔削る。〕

九・十 (略)

十一 法第五条第一項第六号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

十二〜十七 (略)

（地域の農業の振興に資する施設）

第三十三條 令第十条第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設（法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲

五 法第八十条第一項の規定による売払いに係る農地をその売払いに係る目的に供する場合

六・七 (略)

八 旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第五条第四号の指定のあつた区域内にある自作地を農地以外のものにする場合

九 削除

十 地方公共団体（都道府県を除く。）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるものの敷地に供するためその区域（地方公共団体の組合にあつてはその組合を組織する地方公共団体の区域、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域）内にある農地を農地以外のものにする場合

十一・十二 (略)

十三及び十四 削除

十五・十六 (略)

十七 法第五条第一項第三号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

十八〜二十三 (略)

（地域の農業の振興に資する施設）

第五条の二 令第一条の十第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

げる土地にあつては、これらの土地以外の周辺の土地に設置することに  
よつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。  
とする。

一〇三 (略)

四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常  
生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（令第  
十二条又は第二十条に掲げる土地にあつては、敷地面積がおおむね五  
百平方メートルを超えないものに限る。）

（市街地に設置することが困難又は不適當な施設）

第三十四条 令第十条第一項第二号口の農林水産省令で定める施設は、次  
に掲げる施設（令第十二条又は第二十条に掲げる土地以外の土地に設置  
されるものに限る。）とする。

一〇三 (略)

（特別の立地条件を必要とする事業）

第三十五条 令第十条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次  
のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一〇四 (略)

五 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷  
地の面積の二分の一を超えないものに限る。）

六 法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に  
係る法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は法第四条第一項  
第七号若しくは第五条第一項第六号の届出に係る事業のために欠くこ

一〇三 (略)

四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常  
生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（令第  
一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地にあつては、敷地面積がお  
おむね五百平方メートルを超えないものに限る。）

（市街地に設置することが困難又は不適當な施設）

第五条の三 令第一条の十第一項第二号口の農林水産省令で定める施設  
は、次に掲げる施設（令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以  
外の土地に設置されるものに限る。）とする。

一〇三 (略)

（特別の立地条件を必要とする事業）

第五条の四 令第一条の十第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業  
は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一〇四 (略)

五 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷  
地の面積を超えないものに限る。）

六 法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に  
係る法第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の許可  
又は法第四条第一項第五号若しくは第五条第一項第三号の届出に係る

とのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第十二条又は第二十条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）

（隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用）

第三十六条 令第十条第一項第二号ニの農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第四条第二項第一号口に掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第十二条に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

（公益性が高いと認められる事業）

第三十七条 令第十条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号及び第七号に該当するものに関する事業にあつては、令第十二条又は第二十条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一〇八（略）

九 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第一項に規定する集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調つたもので、集落地区整備計画（同条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第四十七条及び第五十七条において同じ。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設

事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）

（隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用）

第五条の五 令第一条の十第一項第二号ニの農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第四条第二項第一号口に掲げる土地の面積の割合が二分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第一条の十二に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

（公益性が高いと認められる事業）

第五条の六 令第一条の十第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号及び第七号に該当するものに関する事業にあつては、令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一〇八（略）

九 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第一項に規定する集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調つたもので、集落地区整備計画（同条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第五条の十六及び第七条の五において同じ。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設

及び建築物等の整備

十 (略)

十一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第三条第一項に規定する農用地土壌汚染対策地域（以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。）として指定された地域内に  
ある農用地（同法第二条第一項に規定する農用地をいう。この号、第四十七条及び第五十七条において同じ。）（同法第五条第一項に規定する農用地土壌汚染対策計画（以下単に「農用地土壌汚染対策計画」という。）において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。）その他の農用地の土壌の同法第二条第三項に規定する特定有害物質（以下単に「特定有害物質」という。）による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業

（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）

第三十八条 令第十条第一項第二号への農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

設及び建築物等の整備

十 (略)

十一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第三条第一項に規定する農用地土壌汚染対策地域（以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。）として指定された地域内に  
ある農用地（同法第二条第一項に規定する農用地をいう。この号、第五条の十六及び第七条の五において同じ。）（同法第五条第一項に規定する農用地土壌汚染対策計画（以下単に「農用地土壌汚染対策計画」という。）において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。）その他の農用地の土壌の同法第二条第三項に規定する特定有害物質（以下単に「特定有害物質」という。）による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業

（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）

第五条の七 令第一条の十第一項第二号への農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

第三十九条 令第十条第一項第二号への農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従つて整備するため行われるものであることとする。

一・二 (略)

(特定土地改良事業等)

第四十条 令第十一条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。

一・二 (略)

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第四十一条 令第十二条第一号の農林水産省令で定める基準は、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第二条第三項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものであると認められることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第四十二条 令第十二条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が次に掲げる要件を満たしていることとする。

一 第四十条第一号ロからホまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

二 (略)

(公共施設又は公益的施設の整備の状況の程度)

第五条の八 令第一条の十第一項第二号への農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従つて整備するため行われるものであることとする。

一・二 (略)

(特定土地改良事業等)

第五条の九 令第一条の十一第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。

一・二 (略)

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第五条の十 令第一条の十二第一号の農林水産省令で定める基準は、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第二条第三項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものであると認められることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第五条の十一 令第一条の十二第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が次に掲げる要件を満たしていることとする。

一 第五条の九第一号ロからホまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

二 (略)

(公共施設又は公益的施設の整備の状況の程度)

第四十三条 令第十三条第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一 水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路（幅員四メートル以上の道及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、第三十五条第四号ロに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

一・二 （略）

ロ 第三十五条第四号ロに規定する道路の出入口

ハ・ニ （略）

（宅地化の状況の程度）

第四十四条 令第十三条第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一〜三 （略）

（市街地化が見込まれる区域）

第四十五条 令第十四条第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

第五条の十二 令第一条の十三第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一 水管、下水道管又はガス管が埋設されている道路（幅員四メートル以上の道及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、第五条の四第四号ロに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

一・二 （略）

ロ 第五条の四第四号ロに規定する道路の出入口

ハ・ニ （略）

（宅地化の状況の程度）

第五条の十三 令第一条の十三第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一〜三 （略）

（市街地化が見込まれる区域）

第五条の十四 令第一条の十四第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。



一 (略)

二 第四十三条第二号イ、ハ又はニに掲げる施設の周囲おおむね五百メートル(当該施設を中心とする半径五百メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が四十パーセントを超える場合にあつては、その割合が四十パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は一キロメートルのいずれか短い距離) 以内の区域

第四十六条 令第十四条第二号の農林水産省令で定める区域は、宅地化の状況が第四十四条第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね十ヘクタール未満であるものとする。

(申請に係る農地のすべてを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。第五十七条第二号の二において同じ。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。

三・四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、

一 (略)

二 第五条の十二第二号イ、ハ又はニに掲げる施設の周囲おおむね五百メートル(当該施設を中心とする半径五百メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が四十パーセントを超える場合にあつては、その割合が四十パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は一キロメートルのいずれか短い距離) 以内の区域

第五条の十五 令第一条の十四第二号の農林水産省令で定める区域は、宅地化の状況が第五条の十三第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね二十ヘクタール未満であるものとする。

(申請に係る農地のすべてを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第五条の十六 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。第七条の五第二号の二において同じ。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。

三・四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、

次に掲げる場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 農業協同組合が農業協同組合法第十条第五項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ハ (略)

ニ 第三十八条に規定する計画に従つて工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

ホウラ (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請)

第四十八条 令第十五条第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第十五条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二十六条第一号から第四号までに掲げる書類

二・三 (略)

四 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、つては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

五 (略)

次に掲げる場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 農業協同組合が農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第五項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ハ (略)

ニ 第五条の七に規定する計画に従つて工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

ホウラ (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請)

第六条 令第一条の十五第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第二条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第一条の十五第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第四条第一号から第四号までに掲げる書類

二・三 (略)

四 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、つては、第二条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

五 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の記載事項)

第四十九条 令第十五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 第二十七条第四号及び第五号に掲げる事項
- 三・四 (略)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条 令第十七条第一項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第十七条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第二十九条第一号に掲げる書類
- 二 届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第十八条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面

三 (略)

四 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合には、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書の記載事項)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の記載事項)

第六条の二 令第一条の十五第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二条の二第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 第四条の二第四号及び第五号に掲げる事項
- 三・四 (略)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第六条の三 令第一条の十七第一項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第二条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第一条の十七第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第四条の三第一号に掲げる書類
- 二 届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第二十条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面

三 (略)

四 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合には、第二条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書の記載事項)

第五十一条 令第十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一  
第一項第一号及び第四号、第三十条第二号から第四号まで並びに第四十  
九条第三号に掲げる事項とする。

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の  
受理通知書の記載事項)

第五十二条 令第十七条第一項の規定により届出を受理した旨の通知をす  
る書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第三十一条各号に掲げる事項

二 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に  
掲げる場合とする。

一 法第四十五条第一項の規定により農林水産大臣が管理することとさ  
れている農地又は採草放牧地を耕作及び養畜の事業以外の事業に供す  
るために貸し付けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利が設  
定される場合

二 法第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

三 法第四十七条の規定による売払に係る農地又は採草放牧地につい  
てその売払いを受けた者がその売払に係る目的に供するため第一号  
の権利を設定し、又は移転する場合

四 土地改良法に基づく土地改良事業を行<sup>う</sup>者がその事業に供するため  
第一号の権利を取得する場合

第六条の四 令第一条の十七第一項の農林水産省令で定める事項は、第二  
条の二第一号及び第四号、第四条の四第二号から第四号まで並びに第六  
条の二第三号に掲げる事項とする。

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の  
受理通知書の記載事項)

第六条の五 令第一条の十七第一項の規定により届出を受理した旨の通知  
をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第四条の五各号に掲げる事項

二 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第七条 法第五条第一項第四号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げ  
る場合とする。

一 法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理することとさ  
れている農地又は採草放牧地を耕作及び養畜の事業以外の事業に供す  
るために貸し付けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利が設  
定される場合

二 法第八十条第一項の規定によつて所有権が移転される場合

三 法第八十条第一項の規定による売払に係る農地又は採草放牧地に  
ついてその売払いを受けた者がその売払に係る目的に供するため第  
一号の権利を設定し、又は移転する場合

四 土地改良法に基づく土地改良事業を行<sup>な</sup>う者がその事業に供するた  
め第一号の権利を取得する場合

〔削る。〕

五 地方公共団体（都道府県を除く。）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるもの（第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）の敷地に供するためその区域（地方公共団体の組合にあつてはその組合を組織する地方公共団体の区域、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域）内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合

六・七（略）

〔削る。〕

八〇十五（略）

（隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の転用）

第五十四条 令第十八条第一項第二号二の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第五条第二項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第二十条に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

（農作業を効率的に行うのに必要な条件）

第五十五条 令第二十条第一号の農林水産省令で定める基準は、第四十一

五 削除

六 地方公共団体（都道府県を除く。）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるものの敷地に供するためその区域（地方公共団体の組合にあつてはその組合を組織する地方公共団体の区域、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域）内にある農地又は採草放牧地につき第一号に掲げる権利を取得する場合

七・八（略）

九 削除

一〇十七（略）

（隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の転用）

第七条の二 令第一条の十八第一項第二号二の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第五条第二項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が二分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第一条の二十に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

（農作業を効率的に行うのに必要な条件）

第七条の三 令第一条の二十第一号の農林水産省令で定める基準は、第五

条に規定する要件を満たしていることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第五十六条 令第二十号第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が第四十二条各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを申請に係る用途に供することとが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 七 (略)

ニ 第三十八条に規定する計画に従つて工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合

ホ 七 (略)

〔削る。〕

条の十に規定する要件を満たしていることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第七条の四 令第一条の二十号第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が第五条の十一各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを申請に係る用途に供することとが確実と認められない事由)

第七条の五 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 七 (略)

ニ 第五条の七に規定する計画に従つて工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利が設定され、又は移転される場合

ホ 七 (略)

(所有制限の例外確認の手續等)

第八条 法第七条第一項第一号に規定する小作地である旨の同号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農業委員会に

提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
  - 二 土地の所在、地番、地目及び面積並びに耕作者の氏名又は名称及び住所
  - 三 申請者又はその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した日及びその日における申請者の住所
  - 四 申請者又はその者の配偶者若しくはその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族が前号の耕作の事業を廃止した日前通じてその土地を所有していた期間
  - 五 その他参考となるべき事項
- 2| 前項の申請書は、申請者又はその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した日の翌日から起算して六箇月以内に提出しなければならない。
  - 3| 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 土地の登記事項証明書で、第一項第三号の耕作の事業を廃止した日前十年間のその土地の所有者を確認することができるもの
    - 二 第一項第三号の耕作の事業を廃止した日前十年間のその土地の所有者のうち申請者以外の者が申請者の配偶者又は申請者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族であることが確認できる書面
    - 三 その他参考となるべき書類
  - 4| 第一項の確認は、農業委員会が次に掲げる事項を記載した確認書を交付してするものとする。
    - 一 土地の所有者の氏名及び住所
    - 二 確認をした土地の所在、地番、地目及び面積

〔削る。〕

第八条の二 法第七条第一項第一号に規定する一般承継人である旨の同号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
  - 二 被承継人の氏名及び前条第一項の確認を受けた時における住所
  - 三 土地の所在、地番、地目及び面積並びに耕作者の氏名又は名称及び住所
  - 四 被承継人の死亡の日
  - 五 その他参考となるべき事項
- 2| 前項の申請書は、被承継人の死亡の日の翌日から起算して六箇月以内に提出しなければならない。
- 3| 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地の登記事項証明書
  - 二 申請者が前条第一項の確認を受けた者の一般承継人であることを証する書面
  - 三 被承継人の死亡の日を明らかにする書面
  - 四 その他参考となるべき書類
- 4| 第一項の確認は、農業委員会が次に掲げる事項を記載した確認書を交付してするものとする。
- 一 一般承継人の氏名及び住所
  - 二 前号の一般承継人の被承継人が前条第一項の確認を受けた土地で当該一般承継人が当該被承継人から承継したものの所在、地番、地目及び面積



〔削る。〕

〔削る。〕

第九条 令第一条の二十四第一項の規定により法第七条第一項第三号の指定に係る申請書を提出する場合には、指定を受けようとする者とその土地を試験研究又は農事指導の目的に供する者が連署するものとする。

2 令第一条の二十四第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 土地の登記事項証明書

二 法第七条第一項第四号の指定を受ける場合には土地の位置を示す地図

三 その他参考となるべき書類

第十条 令第一条の二十四第一項の農林水産省令で定める事項は、法第七条第一項第三号の指定に係る申請書にあつては第一号から第四号まで及び第七号、法第七条第一項第四号の指定に係る申請書にあつては第一号、第二号、第五号及び第七号、法第七条第一項第六号の指定に係る申請書にあつては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 土地の所在、地番、地目及び面積

三 試験研究及び農事指導の内容

四 その土地に設定される賃借権その他の権利の内容

五 指定を受けようとする事由の詳細

六 土地の利用状況及び最近五年間における収穫高

七 その他参考となるべき事項

〔削る。〕

第十条の二 法第七条第一項第三号の指定は、都道府県知事が次に掲げる事項を記載した指定書を交付してするものとする。

一 土地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 指定した土地の所在、地番、地目及び面積

三 その土地を試験研究又は農事指導の目的に供する者の氏名又は名称及び住所

四 指定の有効期間

五 指定の条件

2 法第七条第一項第四号及び第六号の指定は、都道府県知事が前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した指定書を交付するものとする。

〔削る。〕

第十一条 法第七条第一項第十六号の農林水産省令で定める小作地は、次に掲げる小作地とする。

一 農地の所有者がその世帯員に貸し付けている小作地

二 公庫が所有する小作地

三 農地保有合理化法人が農地保有合理化法人でなくなつた後において、その法人又はその一般承継人が引き続き借り受けている小作地（その法人が農地保有合理化法人である間に農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。）の実施により借り受けたものに限る。）

四 独立行政法人がその主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行う耕作の事業に供している小作地

〔削る。〕

〔削る。〕

五 令第一条の六第一項第三号から第七号までに掲げる法人（農業協同組合を除く。）がそれぞれ当該各号に規定する施設又は樹苗の採取若しくは育成の用に供している小作地

六 令第十六条第一項第五号に掲げる土地に該当するものとして法第八十条第一項の規定による認定があつた土地で、小作地であるもの

七 アメリカ合衆国の軍隊が使用する施設又は区域（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設又は区域をいう。）内にある小作地

（構成員が構成員でなくなつた場合における使用貸借の返還の請求等）

第十一条の二 法第七条第一項第八号に掲げる小作地に該当するものになつた小作地についての法第九条第一項の規定による使用貸借の返還の請求又は賃貸借の解約の申入れは、次に掲げる要件をみたしているものでなければならぬ。

一 使用貸借の返還の請求にあつては、その小作地の返還の時期としてその請求の日の翌日から起算して一年以内の時期が定められているものであること。

二 賃貸借の解約の申入れにあつては、その申入れの翌日から起算して一年を経過した時にその賃貸借が終了するものであること。

（担保権者への通知）

第十二条 法第十条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。

一 買取すべき土地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 買取すべき土地の所在、地番、地目及び面積

三 法第十条第二項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、この通知が発せられた日から起算して二十日以内に対価の供託の要否を申し出るべき旨

四 その他必要な事項

(農地の対価の算定上その小作料の額を基礎としない樹園地)

第十二条の二 令第二条第二項第三号の樹園地で農林水産省令で定めるものは、農地及びその上にある果樹その他これに類するものが一の永小作権又は賃借権の目的となつている場合におけるその永小作権又は賃借権に係る樹園地とする。

(果樹の価額の算出に用いる率)

第十三条 令第三条第二項第三号(イ)の農林水産省令で定める率は、年八分とする。

(農業生産法人の報告)

第十三条の二 法第十五条の二第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

[削る。]

[削る。]

(農業生産法人の報告)

第五十八条 法第六条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇三（略）

四 法第二條第三項第二号に掲げる者が構成員となつてゐる場合には、その構成員とその農業生産法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号に掲げる者であることを証する書面（その構成員が法第二條第三項第二号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第一條第一号から第四号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）

五（略）

第五十九條 法第六條第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 農業生産法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積
- 三 農業生産法人が当該事業年度に行つた事業の種類及び売上高
- 四 農業生産法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
- 五 農業生産法人の構成員からその農業生産法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積
- 六 農業生産法人の構成員のその農業生産法人の行う農業への従事状況
- 七 法第二條第三項第二号ホに掲げる者が農業生産法人の構成員となつてゐる場合には、その構成員がその農業生産法人に委託してゐる農業の内容

八 承認会社が農業生産法人の構成員となつてゐる場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

一〇三（略）

四 法第二條第七項第二号トに掲げる者が構成員となつてゐる場合には、その構成員とその法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号トに掲げる者であることを証する書面

五（略）

第十三條の三 法第十五條の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積
- 三 法人が当該事業年度に行つた事業の種類及び売上高
- 四 法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
- 五 法人の構成員からその法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積
- 六 法人の構成員のその法人の行う農業への従事日数
- 七 承認会社が構成員となつてゐる場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

九 法第二条第三項第二号チに掲げる者が農業生産法人の構成員となつてゐる場合には、その構成員がその農業生産法人から供給を受ける物資若しくは提供を受ける役務の内容又はその構成員がその農業生産法人の事業の円滑化に寄与している状況（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、これらに加えて、令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかである旨）

十 農業生産法人の理事等の氏名及び住所並びにその農業生産法人の行う農業及び農作業への従事状況

十一 (略)

(報告を要しない農地又は採草放牧地の指定)

第六十条 令第二十三条第二号の規定による指定は、交換分合計画につき土地改良法第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（同法第百条第二項及び第百条の二第二項（同法第百十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日の翌日から起算して三月以内に、その所有者に対し、次に掲げる事項を記載した指定書を交付してするものとする。

一 (略)

二 当該交換分合計画に基づき交換分合が行われた令第二十三条第二号の特定農地等及び同号の規定によりこれに代わるべきものとして指定する土地の所在、地番、地目及び面積

(農業生産法人の要件を満たすに至つた旨の届出)

八 法第二条第七項第二号トに掲げる者が構成員となつてゐる場合には、その構成員がその法人から供給を受ける物資若しくは提供を受ける役務の内容又はその構成員がその法人の事業の円滑化に寄与している状況

九 法人の理事等の氏名及び住所並びにその法人の行う農業及び農作業への従事日数

十 (略)

(報告を要しない農地又は採草放牧地の指定)

第十三条の四 令第三条の三第二号の規定による指定は、交換分合計画につき土地改良法第九十八条第十項又は同法第九十九条第十二項（同法第百条第二項及び同法第百条の二第二項（同法第百十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに同法第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日の翌日から起算して三月以内に、その所有者に対し、次に掲げる事項を記載した指定書を交付してするものとする。

一 (略)

二 当該交換分合計画に基づき交換分合が行われた令第三条の三第二号の特定農地等及び同号の規定によりこれに代わるべきものとして指定する土地の所在、地番、地目及び面積

(農業生産法人の要件を満たすに至つた旨の届出)

第六十一条 法第七条第五項の届出は、法第二条第三項に掲げる農業生産法人の要件のすべてを満たすためにとつた措置の概要その他参考となるべき事項を記載した書面で行わなければならない。

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合における使用貸借の返還の請求等)

第六十二条 法第七条第八項の規定による使用貸借の返還の請求又は賃貸借の解約の申入れは、次に掲げる要件を満たしているものでなければならぬ。

- 一 使用貸借の返還の請求にあつては、その農地又は採草放牧地の返還の時期としてその請求の日の翌日から起算して一年以内の時期が定められているものであること。
- 二 賃貸借の解約の申入れにあつては、その申入れの翌日から起算して一年を経過した時にその賃貸借が終了するものであること。

(担保権者等への通知)

第六十三条 法第八条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書で行わなければならない。

- 一 買収すべき土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 買収すべき土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 法第八条第二項に規定する先取特権、質権若しくは抵当権又は所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利を有する

第十三条の五 法第十五条の三第五項の届出は、法第二条第七項に掲げる農業生産法人の要件のすべてを満たすためにとつた措置の概要その他参考となるべき事項を記載した書面で行わなければならない。

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合における使用貸借の返還の請求等)

第十三条の六 第十一条の二の規定は、法第十五条の三第八項の規定による使用貸借の返還の請求又は賃貸借の解約の申入れに準用する。

者は、この通知が発せられた日の翌日から起算して二十日以内に対価の供託の要否を申し出るべき旨

四 その他必要な事項

(賃貸借の解約等の許可申請)

第六十四条 令第二十七条第一項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十條第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第二十七条第一項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の三月前までに農業委員会に提出しなければならない。

3 令第二十七条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 第一項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、第十條第一項第二号に掲げる場合に該当することを証する書面

三 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項)

第六十五条 令第二十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 賃貸人及び賃借人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

二 九 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請)

第十四条 令第三条の五第一項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第二條第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第三条の五第一項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の三月前までに農業委員会に提出しなければならない。

3 令第三条の五第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 第一項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、第二條第一項第二号に掲げる場合に該当することを証する書面

三 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項)

第十四条の二 令第三条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 賃貸人及び賃借人の氏名、住所及び職業(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名)

二 九 (略)



(賃貸借の解除の届出)

第六十六条 法第十八条第一項第四号又は第六号の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

- 一 賃貸人及び賃借人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - 二 土地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 賃貸借契約の内容
  - 四 解除をしようとする賃貸借の目的となつてゐる土地が適正に利用されてゐない状況の詳細
  - 五 賃貸借の解除をしようとする日
  - 六 その土地の引渡しの日
  - 七 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地の登記事項証明書
  - 二 法第三条第三項第一号に規定する条件、農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている書面
  - 三 その他参考となるべき書類

(賃貸借の解除の届出の受理)

第六十七条 農業委員会は、前条の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面

で通知しなければならない。

2 前項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 土地の所在、地番、地目及び面積

三 届出書が到達した日及びその日に届出の効力が生じた旨

（賃貸借の解約等の通知）

第六十八条 法第十八条第六項の規定による通知は、賃貸借の解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をした日の翌日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。

一 五（略）

2 （略）

3 第一項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 賃貸借の解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、法第十八条第一項第一号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合には、信託契約書の写し

三 合意による解約が行われた場合には、賃貸借の当事者間において法第十八条第一項第二号の規定による合意が成立したことを証する書面

（賃貸借の解約等の通知）

第十四条の三 法第二十条第六項の規定による通知は、賃貸借の解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をした日の翌日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を記載した通知書でなければならない。

一 五（略）

2 （略）

3 第一項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 賃貸借の解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、法第二十条第一項第一号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合には、信託契約書の写し

三 合意による解約が行われた場合には、賃貸借の当事者間において法第二十条第一項第二号の規定による合意が成立したことを証する書面

又は民事調停法による農事調停の調書の謄本

四 賃貸借の更新をしない旨の通知が、法第十八条第一項第三号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合には、当該賃貸借契約書の写し

五 (略)

〔削る。〕

又は民事調停法による農事調停の調書の謄本

四 その他参考となるべき書類

(小作料の減額の勧告手続)

第十四条の四 法第二十四条の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した勧告書でなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 小作料の減額をすべき額及び期限
- 四 その他必要な事項

(賃貸借契約の通知)

第十四条の五 法第二十五条第二項前段の規定による通知は、賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。

- 一 賃貸人及び賃借人の氏名又は名称及び住所
- 二 土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 賃貸借契約を締結した日
- 四 賃貸借の始期及び存続期間、小作料の額及び支払条件その他賃貸借契約の内容
- 五 その他参考となるべき事項

〔削る。〕

2 前項の通知書には、当事者が連署するものとする。

3 第一項の通知書には、賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

4 前三項の規定は、賃貸借契約の当事者がその賃貸借契約に係る第一項第四号に掲げる事項を変更した場合にする法第二十五条第二項後段の規定による通知について準用する。この場合において、第一項第三号中「賃貸借契約を締結した日」とあるのは「賃貸借契約の内容を変更した日」と、同項第四号中「賃貸借の始期及び存続期間、小作料の額及び支払条件その他賃貸借契約の内容」とあるのは「変更に係る賃貸借の存続期間、小作料の額又は支払条件その他賃貸借契約の内容及び当該変更の効力が発生する日」と読み替えるものとする。

(利用権設定の承認申請)

第十五条 法第二十六条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

一 申請者及び土地又は立木の所有者その他これらに関し権利を有する者の氏名又は名称及び住所

二 土地の所在、地番、地目及び面積又は立木の樹種、数量及び所在の場所

三 土地又は立木の利用状況

四 利用権の設定を必要とする事由の詳細

五 設定しようとする利用権の内容

六 設定しようとする利用権の始期及び存続期間

七 申請者の希望する利用権の対価及びその支払の方法

八 その他参考となるべき事項

〔削る。〕

(利用権設定承認について意見を聞くべき者)  
第十六条 法第二十六条第三項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 その土地を管轄する市町村長
- 二 その土地の全部又は一部をその地区に含む森林組合、生産森林組合及び農業協同組合
- 三 耕作者の組織する団体で農業委員会の指定したものの代表者

〔削る。〕

(裁定の申請)  
第十七条 法第二十七条の裁定の申請は、法第二十六条第一項の協議がととのわず、又は協議をすることができない事由及び第十五条各号に掲げる事項を記載した申請書を農業委員会に提出してしなければならない。

〔削る。〕

(裁定申請の公示)  
第十八条 法第二十八条第一項の農林水産省令で定める事項は、第十五条各号に掲げる事項とする。

〔削る。〕

(裁定の通知又は公示の方法)  
第十九条 法第三十条第一項の規定による通知は、法第二十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類でしなければならない。  
2 法第三十条第一項の公示は、法第二十九条第一項各号に掲げる事項につきしなければならない。

(強制競売申立人又は競売申立人の買取りの申出)

第六十九条 法第二十二條第一項の規定による申出は、申出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一〇八 (略)

(滞納処分を行う行政庁の買取りの申出)

第七十条 法第二十三條第一項の行政庁の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一〇六 (略)

[削る。]

(強制競売申立人又は競売申立人の買取りの申出)

第二十条 法第三十三條第一項の規定による申出は、申出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一〇八 (略)

(滞納処分を行う行政庁の買取りの申出)

第二十一条 法第三十四條第一項の行政庁の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一〇六 (略)

(買受申込書)

第二十二条 法第三十七條の農林水産省令で定める買受申込書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 申込者の氏名又は名称及び住所

二 買い受けるべき農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 希望する対価の支払の方法

四 申込者又はその世帯員が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

五 申込者が個人である場合にあっては申込者又はその世帯員がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況

〔削る。〕

〔削る。〕

(和解の仲介の申立手続)

第七十一条 法第二十五条第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した申立書を農業委員会に提出して、又は次に掲げる事項を農業委員会に陳述してしなければならない。

一〜五 (略)

2 (略)

六 申込者又はその世帯員がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び役畜の状況

七 その他参考となるべき事項

(関係書類の記載事項)

第二十三条 法第三十八条第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売渡しの相手方の希望する対価の支払の方法

二 法第八十七条の規定による指定に係る土地については、その旨

(対価の支払期間)

第二十四条 法第十六条の規定により農地又は採草放牧地を国に譲渡した者が、その譲渡後直ちに法第三十六条の規定によりその土地の売渡を受けることとなる場合のその対価の支払期間は二十四年(据置期間を除く。)をこえないものとする。

(和解の仲介の申立手続)

第二十四条の二 法第四十三条の二第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した申立書を農業委員会に提出して、又は次に掲げる事項を農業委員会に陳述してしなければならない。

一〜五 (略)

2 (略)

(買収する土地の傾斜度の例外)

〔削る。〕

第二十五条 令第四条第二号の農林水産省令で定める地域及び傾斜度は、別表のとおりとする。

（調査の方法）

〔削る。〕

第二十六条 法第四十六条の調査は、登記簿につきするほか、令第四条各号又は第五条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項について現地につきするものとする。

（土地の形質の変更等の制限の例外）

〔削る。〕

第二十七条 法第四十九条但書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）の指定する者が行う場合
- 二 土地、立木若しくは工作物の保存又は危険予防のために行うことやむを得ない場合

（未墾地等を買収する場合の担保権者への通知）

〔削る。〕

第二十八条 第十二条の規定は、法第五十条第二項の通知に準用する。

（補償金支払通知書）

〔削る。〕

第二十九条 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）は、法第五十条第一項（法第五十五条第四項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第五十八条第二項及び第五十九条第五項において準用



する場合を含む。)若しくは第七十二条第二項の規定による買収令書の交付又は法第五十条第三項(法第五十五条第四項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示があつたときは、次に掲げる事項を記載した補償金支払通知書を法第五十三条第一項(法第五十五条第四項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による補償金の交付を受けるべき者に交付するものとする。ただし、交付をすることができないときは、農林水産大臣がその内容を公示して交付に代えることができる。

- 一 補償金の交付を受けるべき者の氏名又は名称及び住所
- 二 消滅した権利の種類及び内容
- 三 補償金額
- 四 補償金の支払の方法
- 五 その他必要な事項

(収去令書)

第三十条 法第五十五条第二項(法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める収去令書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 収去すべき物件の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所
- 二 収去すべき物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 収去を完了すべき期限
- 四 法第五十五条第三項(法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。)の請求をすること

[削る。]

ができる期間  
五 その他必要な事項

(不用物件の買収の請求)

第三十一条 令第七条の二の買収請求書は、前条の収去令書に記載された同条第四号の期間内に都道府県知事に提出しなければならない。

2 令第七条の二の規定により買収請求書を提出する場合には、前条の収去令書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

(不用物件の買収請求書の記載事項)

第三十一条の二 令第七条の二の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となる事由
- 四 その他参考となるべき事項

(損失補償金の交付手続等)

第三十二条 令第七条の三の補償金交付請求書は、第三十条の収去令書に記載された同条第三号の期限到来後六十日以内に提出しなければならない。

2 令第七条の三の規定により補償金交付請求書を提出する場合には、第三十条の収去令書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

らない。

〔削る。〕

第三十二条の二 令第七条の三の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 収去した物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 収去を完了した日
- 四 収去の方法
- 五 摺失の見込額及びその算出の基礎
- 六 その他参考となるべき事項

〔削る。〕

第三十二条の三 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）は、令第七条の三の規定により補償金交付請求書の提出があつたときは、補償すべき額を決定し、次に掲げる事項を記載した補償金支払通知書を請求者に交付するものとする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 収去した物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 補償金額
- 四 補償金の支払の方法
- 五 その他必要な事項

〔削る。〕

第三十三条 令第八条の二の規定により補償金交付請求書を提出する場合には、使用令書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

〔削る。〕

第三十三条の二 令第八条の二の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 権利の種類及び内容並びにその権利に基づく土地又は施設の利用状況
- 三 権利の行使の停止により生じた損失の見込額及びその算出の基礎
- 四 その他参考となるべき事項

〔削る。〕

第三十三条の三 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）は、令第八条の二の規定により補償金交付請求書の提出があつたときは、補償すべき額を決定し、次に掲げる事項を記載した補償金支払通知書を請求者に交付するものとする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 権利の種類及び内容
- 三 補償金額
- 四 補償金の支払の方法
- 五 その他必要な事項

（使用される土地等の買収の請求）

第三十四条 令第八条の三の規定により買収請求書を提出する場合には、使用令書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

（使用される土地等の買収請求書の記載事項）

〔削る。〕

〔削る。〕

第三十四条の二 令第八条の三の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、施設についてはその種類及び所在の場所
- 三 買収を請求する事由の詳細
- 四 その他参考となるべき事項

〔代地の調査事項〕

第三十五条 法第五十九条第二項の調査は、登記簿につきするほか、自然的条件その他の条件が代地として適当であるかどうかについて現地につきするものとする。

〔買受予約申込書〕

第三十六条 法第六十三条第一項の農林水産省令で定める買受予約申込書は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 申込者がその地区に移住してその地区内の土地につき耕作の事業を行う者又はその地区に移住しないがその地区内の土地についてのみ耕作の事業を行う者である場合

- (イ) 申込者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- (ロ) 買受を希望する土地等の属する地区の名称
- (ハ) 職歴
- (ニ) 世帯員の状況

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

- (ホ) その他参考となるべき事項
- 二 申込者が前号に規定する者以外の者でその地区の近傍において現に耕作の事業を行うものである場合
- (イ) 申込者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- (ロ) 買受を希望する土地等の属する地区の名称
- (ハ) 買受を希望する土地の面積
- (ニ) 農業経営の状況
- (ヘ) 世帯員の状況
- (ホ) その他参考となるべき事項
- 三 申込者がその地区内で耕作の事業を行う者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者である場合
- (イ) 申込者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- (ロ) 買受を希望する土地等の属する地区の名称
- (ハ) 従事しようとする業務の内容
- (ニ) 職歴
- (ホ) その他参考となるべき事項
- 四 申込者が法第六十四条但書の団体である場合
- (イ) 申込者の名称、住所及び代表者の氏名
- (ロ) 買受を希望する土地等の属する地区の名称
- (ハ) 買受の目的
- (ニ) その他参考となるべき事項

(売渡予約書)

第三十七条 法第六十四条の農林水産省令で定める売渡予約書は、次に掲

〔削る。〕

〔削る。〕

げる事項を記載した書類とする。

- 一 交付する相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 売り渡す土地等の所在する地区の名称
- 三 その他必要な事項

（未墾地等の買受申込書）

第三十八条 法第六十五条の買受申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 申込者の氏名又は名称及び住所
- 二 買受を希望する土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容
- 三 希望する対価の支払の方法
- 四 法第六十八条第一項の規定により申込者が一時使用をしている土地等があるときは、土地についてはその面積及び所在の場所、立木については樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容
- 五 その他参考となるべき事項

（関係書類の記載事項）

第三十九条 法第六十六条第三号の農林水産省令で定める事項は、売渡しの相手方の希望する対価の支払の方法とする。

〔削る。〕

(一時使用の申込み)

第四十条 令第十二条第一項の規定により申込書を提出する場合には、第三十七条の売渡予約書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

(一時使用の申込書の記載事項)

〔削る。〕

第四十条の二 令第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

- 一 申込者の氏名又は名称及び住所
- 二 使用を希望する土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその内容
- 三 使用を必要とする事由
- 四 その他参考となるべき事項

(一時使用のための貸付通知書の記載事項)

〔削る。〕

第四十条の三 令第十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

- 一 貸付けの相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 貸し付ける土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその内容
- 三 貸付けの始期及びその期間
- 四 使用料



(指導の対象としない農地)

第七十二条 法第三十条第四項の農林水産省令で定める農地は、土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるものとする。

(農業委員会に対する申出を行うことができる団体)

第七十三条 法第三十一条第一項第一号の農林水産省令で定める農業者の組織する団体は、次に掲げる団体とする。

- 一 農業協同組合
- 二 土地改良区
- 三 農業共済組合

- 五 使用料の支払の方法
- 六 その他貸付けの条件

(未墾地等の権利移動についての許可申請)

第四十一条 令第十三条の二第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第二条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第十三条の二第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 転用を目的として法第七十三条第一項の権利を設定し、又は移転しようとする場合にあつては第四条第一号から第四号まで並びに第六条第二項第二号及び第三号に掲げる書類、その他の場合にあつては第二条第二項第一号及び第三号から第九号までに掲げる書類
- 二 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、第二条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面
- 三 その他参考となるべき書類

(未墾地等の権利移動についての許可申請書の記載事項)

第四十一条の二 令第十三条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 転用を目的として法第七十三条第一項の権利を設定し、又は移転しようとする場合にあつては第二条の二第一号から第四号まで、第四条の二第四号及び第五号並びに第六条の二第三号に掲げる事項、その他

- 四 農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定を受けた団体
- 五 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人又は特定農業団体

(遊休農地である旨の通知等)

第七十四条 法第三十二条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。

- 一 法第三十二条各号に掲げる場合における当該農地の所有者（法第三十条第三項に規定する所有者をいう。）の氏名又は名称
  - 二 前号の農地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 第一号の農地が遊休農地である旨及びその農地が法第三十条第三項各号のいずれに該当するかの別
  - 四 第一号の農地の所有者等（法第三十三条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）は、通知があつた日から起算して六週間以内に、法第三十三条第一項に規定する計画を届け出なければならない旨
- 第七十五条 法第三十二条ただし書の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。
- 一 前条第二号及び第三号に掲げる事項
  - 二 前条第一号の所有者を確認することができない旨

- の場合にあつては第二条の二第一号から第九号までに掲げる事項
- 二 その土地等の売り渡された期日
- 三 その他参考となるべき事項

(未墾地等の権利移動の制限の例外)

第四十二条 法第七十三条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三十三条又は第三十四条の規定により所有権が取得される場合
- 二 土地改良法第八十七条の二第一項第一号の規定による土地改良事業（農業用道路及びかんがい排水施設の新設及び変更に限る。）に係るこれらの施設の敷地に供するため法第七十三条第一項の権利が設定され、又は移転される場合
- 三 包括遺贈により法第七十三条第一項の権利が取得される場合
- 四 成田国際空港株式会社が成田国際空港の敷地に供するため、又は航空保安施設設置予定地の区域内にある土地について航空保安施設を設置するため法第七十三条第一項の権利を取得する場合

(道路等の譲受けの申込み)

第四十三条 令第十三条の四第一項の規定により譲受申込書を提出する場合には、譲受けを希望する道路等の維持管理に係る計画の概要書その他参考となるべき書類を添付しなければならない。

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出を要しない事由)

第七十六条 法第三十三条第一項の農林水産省令で定める事由は、法第三十二条の規定による通知を受けた所有者等の疾病又は負傷による療養、遊休農地に係る災害その他の事由であつて、その者が六週間以内に法第三十三条第一項に規定する計画を届け出ることができないことについてやむを得ないと認められるものとする。

(遊休農地に係る計画の届出)

第七十七条 法第三十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

- 一 計画を届け出る当該遊休農地の所有者等の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- 二 当該遊休農地の所在、地番、地目、面積及びその所有者の氏名又は名称
- 三 当該遊休農地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称
- 四 当該遊休農地の農業上の利用に関する計画
- 五 当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい場合はその旨

(道路等の譲受申込書の記載事項)

第四十三条の二 令第十三条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 申込者の名称及び住所
- 二 譲受けを希望する道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所
- 三 その土地等の用途及び管理の方法
- 四 希望する譲受けの期日
- 五 その他参考となるべき事項

(草地利用権設定に関する承認申請手続)

第四十三条の三 法第七十五条の二第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所
- 二 土地の所有者及びその土地に関し権利を有するその他の者(その土地の定着物の所有者及びその定着物に関し権利を有するその他の者を含む。)の氏名又は名称及び住所
- 三 土地の所在、地番、地目及び面積並びにその土地の定着物の種類、数量及び所在の場所
- 四 土地及びその定着物の利用の状況
- 五 土地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 六 草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去を必要とする事由の詳細

(遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行う農地保有合理化法人等の要件)

第七十八条 法第三十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件とする。

- 一 農地保有合理化法人 法第三十四条第一項の規定による勧告（以下「勧告」という。）に係る遊休農地をその行う農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の実施地域に含むものであること。
- 二 農地利用集積円滑化団体 勧告に係る遊休農地をその行う農地売買等事業の実施地域に含むものであること。
- 三 特定農業法人 勧告に係る遊休農地を当該法人が定められた農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定す

七 希望する草地利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法

八 その行使の制限を希望する権利の種類及び内容並びに希望する制限の内容、始期及び期間並びにその制限によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

九 その消滅を希望する権利の種類及び内容並びに希望する消滅の期日並びにその消滅によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

十 その収去を希望する定着物の種類、数量及び所在の場所並びに希望する収去を完了すべき期限並びにその収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

十一 その他参考となるべき事項

(草地利用権設定に関する調査の方法)

第四十三条の四 法第七十五条の二第二項の調査は、登記簿につきするほか、次に掲げる事項について現地につきするものとする。

- 一 令第四条各号に掲げる事項
- 二 土地及びその定着物の利用の状況
- 三 その地域における農業経営の状況
- 四 他の土地をもつてその土地に代えることの難易の程度
- 五 その他必要な事項

る特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地  
利用改善事業の実施地域を含む場合であること。

(都道府県知事の調停の申請手続)

第七十九条 法第三十六条第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる  
事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 当該申請に係る遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつて  
は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 三 当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 四 当該申請に係る遊休農地の所有者等と法第三十五条第二項の規定に  
よる協議が調わず、又は協議をすることができない事由
- 五 当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し
- 六 当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 七 その他参考となるべき事項

(調停案の作成に係る意見聴取)

第八十条 都道府県知事は、法第三十六条第三項の規定に基づき調停案を  
作成するに当たつては、当該調停に係る当事者の一方が当該調停に係る  
遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であ  
る場合には、当該遊休農地の所有者の意見を聴くものとする。

(特定利用権の設定に関する裁定の申請手続)

第八十一条 法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を

(草地利用権設定に関する承認について意見を聴くべき者)

第四十三条の五 法第七十五条の二第四項の農林水産省令で定めるその他  
の者は、次に掲げるものとする。

- 一 農業委員会
- 二 その土地の全部又は一部をその地区に含む森林組合及び生産森林組  
合
- 三 申請者が市町村である場合にあつてはその土地の全部又は一部をそ  
の地区に含む農業協同組合、農業協同組合である場合にあつてはその  
土地を管轄する市町村長及びその土地の全部又は一部をその地区に含  
む他の農業協同組合

(裁定の申請)

第四十三条の六 法第七十五条の三の裁定の申請は、法第七十五条の二第  
一項の協議が調わず、又は協議をすることができない事由及び第四十三  
条の三各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してし  
なければならない。

(裁定申請の公示)

第四十三条の七 法第七十五条の四第一項の農林水産省令で定める事項

記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 当該申請に係る遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 三 当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 四 当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し
- 五 当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 六 希望する特定利用権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法
- 七 その他参考となるべき事項

（裁定の申請の公告）

- 第八十二条 法第三十八条第一項の農林水産省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。
- 2 法第三十八条第一項の規定による公告は、前条各号に掲げる事項を都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（意見書において明らかにすべき事項）

- 第八十三条 法第三十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び

は、第四十三条の三各号に掲げる事項とする。

（意見書において明らかにすべき事項）

- 第四十三条の八 法第七十五条の四第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所
- 二 その者の有する権利の種類及び内容
- 三 その者の当該土地又はその定着物の利用の状況及び利用計画
- 四 意見の趣旨及びその理由
- 五 その他参考となるべき事項

（裁定の通知又は公示の方法）

- 第四十三条の九 法第七十五条の六第一項前段の規定による通知は、法第七十五条の五第二項各号及び同条第三項各号に掲げる事項を記載した書類でなければならない。

主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- 二 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- 三 意見書を提出する者の当該遊休農地の利用の状況及び利用計画
- 四 意見書を提出する者が当該遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 五 意見の趣旨及びその理由
- 六 その他参考となるべき事項

(特定利用権の裁定の通知等)

第八十四条 法第四十条第一項の規定による通知は、第八十一条第一号に掲げる事項及び法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

2 法第四十条第一項の規定による公告は、第八十一条第一号及び第二号に掲げる事項並びに法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

2 法第七十五条の六第一項前段の公示は、法第七十五条の五第二項各号及び同条第三項各号に掲げる事項につきしなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県知事が法第七十五条の五第一項の裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更された場合にする法第七十五条の六第一項後段の規定による通知及び公示について準用する。

(存続期間の更新等に関する承認申請)

第四十三条の十 法第七十五条の七第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第四十三条の三第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 土地についての申請者の利用の状況及び利用計画の内容の詳細
- 三 草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えて新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利の行使の制限又は消滅を必要とする事由の詳細
- 四 希望する更新後の草地利用権の存続期間又は希望する新たな草地利用権の内容、始期及び存続期間並びに当該草地利用権に係る借賃及びその支払の方法
- 五 その行使の制限を希望する権利の種類及び内容並びに希望する制限の内容、始期及び期間並びにその制限によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法
- 六 その消滅を希望する権利の種類及び内容並びに希望する消滅の期日

(所有者等を確認することができない場合における遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請手続)

第八十五条 法第四十三条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し
- 四 当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 五 希望する遊休農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
- 六 その他参考となるべき事項

(遊休農地を利用する権利の裁定の通知等)

第八十六条 法第四十三条第三項の規定による通知は、前条第一号に掲げる事項及び法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

2 法第四十三条第三項の規定による公告は、前条第一号に掲げる事項、当該裁定に係る遊休農地の所有者等に係る情報及び法第四十三条第二項

並びにその消滅によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法  
七 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書は、その存続期間の更新をしようとし、又はその存続期間の更新に代えて新たな草地利用権の設定を受けようとする草地利用権の存続期間の満了の六月前までに提出しなければならない。

(買い取るべき旨の裁定の申請)

第四十三条の十一 法第七十五条の八第一項の裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 草地利用権を有する者の名称及び住所
- 三 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、権利についてはその種類及び内容
- 四 申請者が希望する土地の所有権又は権利の移転の期日
- 五 申請者が希望する買取りの対価及びその支払の方法
- 六 その他参考となるべき事項

第四十三条の十二 法第七十五条の八第二項の裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 定着物の種類、数量及び所在の場所
- 三 定着物を収去するとすればその定着物を従来用いた目的に供すること  
とが著しく困難となる事由



において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(措置命令書の記載事項)

第八十七条 法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

四 法第四十四条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨

2 法第四十四条第三項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(支障の除去等の措置に係る費用負担)

第八十八条 市町村長は、法第四十四条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該遊休農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

- 四 申請者が希望する定着物所有権の移転の期日
- 五 申請者が希望する買取りの対価及びその支払の方法
- 六 その他参考となるべき事項

(送付期日)

第四十三条の十三 令第十五条第二項の農林水産省令で定める期日は、当該年度の翌年度の四月三十日とする。

2 令第十五条第三項の農林水産省令で定める期日は、当該年度の七月三十一日とする。

(貸付けの申込み)

第四十四条 令第十五条の二第一項の規定により耕作又は養畜の事業に供するため同項に規定する土地、立木、工作物又は権利（以下この条から第四十四条の三までにおいて「土地等」という。）の貸付けを受けようとする場合には、同項の申込書に第二条第二項第三号に掲げる書類その他参考となるべき書類を添付しなければならない。

2 令第十五条の二第一項の規定により耕作及び養畜の事業以外の事業に

(買収した土地等の貸付け)

第八十九条 令第三十五条第一項本文の規定による貸付けは、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。

- 一 当該貸付けの対象となる農地又は採草放牧地についての法第四十六条の規定による売払いが当分の間見込まれないこと。
- 二 当該貸付けが一時的なものであること。

供するため土地等の貸付けを受けようとする場合には、同項の申込書に第四条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類その他参考となるべき書類を添付しなければならない。

(貸付け申込書の記載事項)

第四十四条の二 令第十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、耕作又は養畜の事業に供するため土地等の貸付けを受けようとする場合にあっては第一号から第六号まで及び第九号、耕作及び養畜の事業以外の事業に供するため土地等の貸付けを受けようとする場合にあっては第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項とする。

- 一 申込者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所所在地、業務の内容及び代表者の氏名）
- 二 借受けを希望する土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその内容
- 三 希望する借受けの始期及びその期間
- 四 希望する使用料
- 五 希望する使用料の支払の方法
- 六 第二条の二第五号から第七号まで及び第九号に掲げる事項
- 七 第四条の二第三号から第五号までに掲げる事項
- 八 第六条の二第三号に掲げる事項
- 九 その他参考となるべき事項

(貸付けの基準)

第九十条 前条の貸付けに係る競争入札について、入札に参加することができる者として次条第一号に掲げる者を定めた場合において、同号に掲げる者に該当するものとして入札に参加する旨の申込みを行う者があるときは、農林水産大臣は、当該申込者が同号に掲げる者に該当するかどうかについて農業委員会に意見を聴くものとする。

第四十四条の三 令第十五条の二第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 耕作又は養畜の事業に供するための土地等の貸付けにあつては、当該貸付けが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 貸付けが一時的なものであること。

ロ 貸付けを受けようとする者が、法第三十六条又は第六十一条の規定により当該貸付けの対象となる土地等の売渡しを受けることが見込まれる者であること。ただし、貸付けを受けようとする者が法人であつて、貸付けの対象となる土地等における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合及び貸付けを受けようとする者が地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）であつて、貸付けの対象となる土地等を公用又は公共用に供すると認められる場合は、この限りでない。

ハ 貸付けの対象となる土地等が令第十五条の二第一項に規定する開拓財産（以下単に「開拓財産」という。）である場合にあつては、当該貸付けが自作農の創設又はその経営の安定を目的とする農地の造成のための建設工事の妨げとならないと認められること。

ニ ロただし書に規定する者に貸付けを行う場合であつて、貸付けの対象となる土地等が法第九条、第十四条又は第四十四条の規定により買収したものであるとき（令第十八条第二号又は第三号に該当する場合を除く。）は、その買収前の所有者又はその一般承継人が当該土地等を貸し付けることに同意していること。

ホ ロただし書に規定する者に貸付けを行う場合にあつては、貸付けの対象となる土地が法第八十条の規定により売り払われた後、当該土地が法第六条第一項の規定により所有できない小作地とならないと認められること。

二 耕作及び養畜の事業以外の事業に供するための土地等の貸付けにあつては、当該貸付けが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 前号イ及びハに掲げる要件を満たしていること。

ロ 貸付けの対象となる土地等を公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、かつ、当該土地等がその用に供されることが確実であると認められること。

ハ 貸付けの対象となる土地等を耕作及び養畜の事業以外の事業に供することにより、周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。

二 貸付けの対象となる土地等が法第九条、第十四条又は第四十四条の規定により買収したものである場合（令第十八条第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては、その買収前の所有者又はその一般承継人が当該土地等を貸し付けることに同意していること。

(貸付通知書の記載事項)

第四十五条 令第十五条の二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第四十条の三各号に掲げる事項

二 耕作及び養畜の事業以外の事業に供するための土地等の貸付けにあ

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第三十五条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一 当該貸付対象となる農地又は採草放牧地を借り受けて当該農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められる者

二 農地保有合理化法人

三 農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業を行う者に限る。）

（買収した土地等についての国有財産台帳等）

〔削る。〕

つては、用途

（買収した土地等についての国有財産台帳等）

第四十六条 開拓財産に係る国有財産台帳は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成し、次に掲げる事項を地区ごとに一括して記載するものとする。

一 種目

二 地区の所在の場所

三 数量

四 価格

五 増減の期日

六 その他必要な事項

第九十二条 法第四十五条第一項の土地、立木、工作物及び権利に係る国有財産台帳は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成し、次に掲げる事項を市町村の区域（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村については、その農業委員会の区域）ごとに一括して記載するものとする。

一 種目

二 数量

三 価格

2 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物及び権利で開拓財産以外のものに係る国有財産台帳は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成し、前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を市町村の区域（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村については、その農業委員会の区域）ごとに一括して記載するものとする。

四 増減の期日

五 その他必要な事項

2| 前項の国有財産台帳については、国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）第二条から第六条までの規定にかかわらず、財務大臣と協議して定めるものとする。

第九十三条 法第四十五条第一項の土地、立木、工作物及び権利に係る貸付簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 四 (略)

五 貸付けの始期及び期間

六 借賃

七 借賃の支払の方法

八 十 (略)

(買収した土地等の売払い)

第九十四条 法第四十六条第一項の売払いに係る競争入札について、入札に参加することのできる者として次条第一号に掲げる者を定めた場合に

3| 前二項の国有財産台帳については、国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）第二条から第六条までの規定にかかわらず、財務大臣と協議して定めるものとする。

第四十七条 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物及び権利に係る貸付簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 種目

二 所在の場所

三 数量

四 価格

五 使用の始期及び期間

六 使用料

七 使用料の支払の方法

八 その他貸付の条件

九 相手方の氏名又は名称及び住所

十 その他必要な事項

において、同号に掲げる者に該当するものとして入札に参加する旨の申込みを行う者があるときは、農林水産大臣は、当該申込者が同号に掲げる者に該当するかどうかについて農業委員会に意見を聴くものとする。

(売払いの相手方)

第九十五条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

- 一 当該売払対象となる農地又は採草放牧地を取得して当該農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められる者
- 二 第九十一条第二号及び第三号に掲げる者

第四十八条 令第十五条の三第二項の国有財産整理簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 種目
  - 二 所在の場所
  - 三 数量
  - 四 価格
  - 五 増減の期日
  - 六 その他必要な事項
  - 七 その他希望する買受条件
- 2 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）は、前項の申込書の提出があつた場合において、その申込みを相当と認めるときは、その申込者に対し次に掲げる事項を記載した売払通知書を交付するものとする。
- 一 売払いの相手方の氏名又は名称及び住所
  - 二 売り払う土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木については樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容
  - 三 所有権又は権利の移転の期日

(売払いの手續)

第九十六条 法第四十七条の認定があつた土地、立木、工作物又は権利につき同項の売払いを受けようとする者は、その用途を明らかにしなければならぬ。

- 四 対価
- 五 対価の支払の方法
- 六 用途
- 七 その他売払条件

(売払いの手續)

第四十九条 法第八十条第一項の認定があつた土地、立木、工作物又は権利につき同項の売払いを受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書を地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 一 申込者の氏名又は名称及び住所
  - 二 買受けを希望する土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容
  - 三 用途
  - 四 希望する所有権又は権利の移転の期日
  - 五 希望する対価
  - 六 希望する対価の支払の方法
  - 七 その他希望する買受条件
- 2 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）は、前項の申込書の提出があつた場合において、その申込みを相当と認めるときは、その申込者に対し次に掲げる事項を記載した売払通知書を交付するものとする。
- 一 売払いの相手方の氏名又は名称及び住所



第九十七条 法第四十七条の所管換又は所属替の手續は、国有財産法の定めるところによる。

(立入調査の通知)

第九十八条 法第四十九条第三項の通知は、次に掲げる事項を記載した書類とするものとする。

一 三 (略)

(命令書の記載事項)

第九十九条 法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 停止すべき工事その他の行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容

二 売り払う土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木については樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 所有権又は権利の移転の期日

四 対価

五 対価の支払の方法

六 用途

第五十条 法第八十条第一項の所管換又は所属替の手續は、国有財産法の定めるところによる。

(立入調査の通知)

第五十一条 法第八十二条第三項の通知は、次に掲げる事項を記載した書類とするものとする。

一 目的

二 調査若しくは測量の場所又は除去若しくは移転をすべき物件の種類及び所在の場所

三 調査及び測量の期間及び時間又は物件の除去若しくは移転を完了すべき期限

二 命令の年月日及び原状回復等の措置を講ずべき旨の命令をするときは、その履行期限

三 命令を行う理由

四 法第五十一条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を農林水産大臣又は都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

(原状回復等の措置に係る費用負担)

第百条 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第五十一条第四項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(権限の委任)

第百一条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限（法第五十八条第四項の規定による権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。

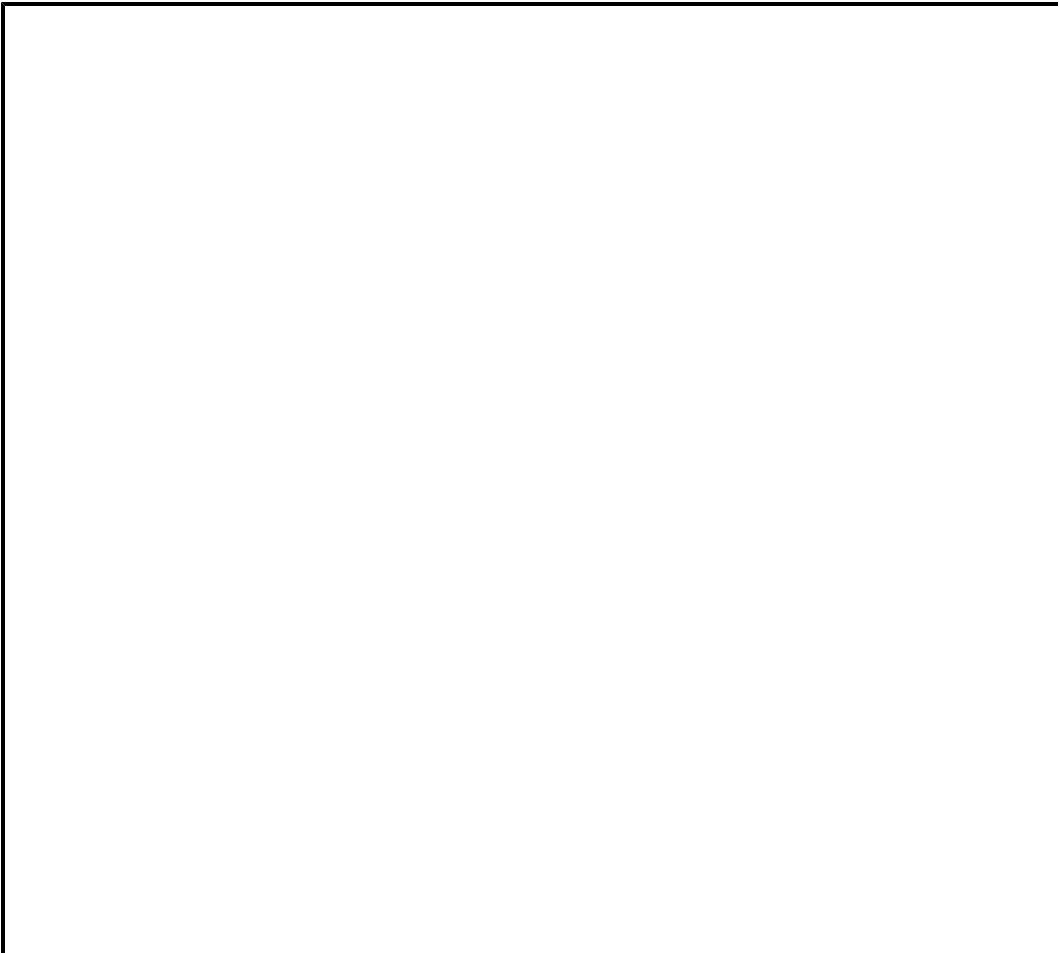
[削る。]

(権限の委任)

第五十二条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限（法第六十二条第三項及び第八十九条第四項並びに令第四条及び第十七条後段の規定による権限並びに令第十五条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係る権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。

別表

地	傾斜度
域	



(略)	(略)
以下 二五度	以下 二〇度

付録第一

$$\frac{L}{N} \times \frac{2}{3}$$

Nは、その法人の構成員の数

Lは、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

付録第二

$$\frac{V}{A} \times \frac{L}{a}$$

Lは、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

Aは、その法人の耕作又は養畜の事業のように供している農地又は採草放牧地の面積

aは、当該構成員がその法人に所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく私用及び収益をさせている農地又は採草放牧地の面積

改正後	改正前
<p>（農地保有合理化事業を行う法人の要件）</p> <p>第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）<u>第四条第二項の</u>農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（農地利用集積円滑化事業を行う者の要件）</p> <p>第一条の二 <u>法第四条第三項第一号の</u>農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 市町村が社員となつている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの</p>	<p>（基本方針で定める法人の要件）</p> <p>第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）<u>第五条第二項第</u>四号口の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都道府県が社員となつている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに市町村が含まれている場合には、当該市町村の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は都道府県が基本財産の拠出者となつている一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに市町村が含まれている場合には、当該市町村の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。</p> <p>二 その法人が主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。</p>

又は市町村が基本財産の拠出者となつてゐる一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれてゐる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。

二 その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

第一条の三 法第四条第三項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

二 その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

（基本構想に定めるべき事項）

第三条 法第六条第二項第四号への農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 法第四条第四項第五号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に關し必要な事項（法第六条第二項第四号ニ及びホに掲げる事項を除く。）

四 （略）

〔削る。〕

（基本構想に定めるべき事項）

第三条 法第六条第二項第四号への農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 法第四条第三項第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に關し必要な事項（法第六条第二項第四号ニ及びホに掲げる事項を除く。）

四 （略）

第三条の二 法第六条第二項第六号ホの農林水産省令で定める事項は、次

第四条 削除

(農地保有合理化事業規程の承認申請手続)  
第八条 法第七条第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 (略)

に掲げる事項とする。

一 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における借賃の支払の方法その他賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る契約の内容に関する事項

二 特定法人貸付事業の実施に関する事項

三 その他特定法人貸付事業の実施に関し必要な事項

(基本構想で定める法人の要件)

第四条 法第六条第三項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 市町村が社員となつている一般社団法人でその有する議決権(その社員のうち農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となつている一般財団法人でその拠出した基本財産(その基本財産の拠出者の中に農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。)の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。

二 その法人が主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

(農地保有合理化事業規程の承認申請手続)  
第八条 法第七条第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 (略)

二 定款

〔削る。〕

（農地保有合理化事業規程に定めるべき事項）

第九条 法第七条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 研修等事業の内容及び当該研修等事業の実施に関する事項

五 農地利用集積円滑化団体並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 (略)

（農地保有合理化事業規程の承認基準）

第十条 法第七条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農地保有合理化事業を行うに当たつて、農地利用集積円滑化団体並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

二 (略)

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して同号に掲

二 法第五条第二項第四号口及び第六条第三項に規定する法人にあつては、定款

三 農業協同組合及び法第六条第三項に規定する法人にあつては、法第七条第二項の同意が得られていることを証する書面

（農地保有合理化事業規程に定めるべき事項）

第九条 法第七条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 法第四条第二項第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

五 事業実施地域が重複する他の農地保有合理化法人並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 (略)

（農地保有合理化事業規程の承認基準）

第十条 法第七条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農地保有合理化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地保有合理化法人並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

二 (略)

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して前号に掲

げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(農地保有合理化事業規程の公告)

第十一条 法第七条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。

(農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続)

第十二条の十 法第十一条の九第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 農地利用集積円滑化事業規程

二 法第四条第三項第一号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款

三 法第四条第三項第二号に掲げる者にあつては、定款又は規約

(農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項)

第十二条の十一 法第十一条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を

げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(農地保有合理化事業規程の公告)

第十一条 法第七条第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。



含む。)

- ロ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- 二 第九条第一号及び第四号に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。）
- 三 事業実施地域に関する事項
- 四 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- 五 その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

（農地利用集積円滑化事業規程の承認基準）

第十二条の十二 法第十一条の九第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有しているものであること。
- 二 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。
- 三 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有しているものであること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

五 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、第十条第二号イからニまでに掲げるものであること。

七 第十条第二号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(農地利用集積円滑化事業規程の公告)

第十二条の十三 法第十一条の九第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定的手段により行うものとする。

(農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続)

第十二条の十四 第十二条の十の規定は、法第十一条の十第一項の規定による承認について準用する。

(農地利用集積円滑化事業規程の作成の手続)

第十二条の十五 法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が法第十一条の十一第一項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、当該同意市町村の長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

第十二条の十六 第十二条の十三の規定は、法第十一条の十一第四項の規定による公告について準用する。

（農業経営改善計画の認定基準）

第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 その農業経営改善計画に法第十二条の二第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農業生産法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。
- イ （略）

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつ

（農業経営改善計画の認定基準）

第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。
- 二 その農業経営改善計画に法第十二条の二第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農業生産法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じることがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつ

ては、農地法第二条第三項第二号チに掲げる者（当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号チに掲げる者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

（農用地の利用状況の報告）

第十六条の二 法第十八条第二項第七号の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同意市町村の長に提出して行わなければならない。

一 法第十八条第二項第六号に規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 前号の者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

三 前号の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

ては、農地法第二条第七項第二号トに掲げる者（当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第七項第二号トに掲げる者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

2 法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が農業経営改善計画が前項第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

四 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六 第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七 その他参考となるべき事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し

二 その他参考となるべき書類

(農用地利用集積計画に定めるべき事項)

第十七条 法第十八条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

(利用権の設定等に関する要件が緩和される場合)

第十八条 農業経営基盤強化促進法施行令(以下「令」という。)第三条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合で法第十八条第二項第二号に規定する土地(以下「対象土地」という。)を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとな

(農用地利用集積計画に定めるべき事項)

第十七条 法第十八条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

(利用権の設定等に関する要件が緩和される場合)

第十八条 農業経営基盤強化促進法施行令(以下「令」という。)第三条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合(第一号、第三号又は第四号に掲げる場合で法第十八条第二項第二号に規定する土地(以下「対象土地」という。)を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとな

るときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。)とする。

一 (略)

二 農地保有合理化法人が第一条第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業(法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を除く。)の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

三 農地利用集積円滑化団体が第一条の二第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業(法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。)の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

四〇七 (略)

(農用地利用集積計画の作成の申出)

第十九条 法第十八条第五項の規定による申出は、当該申出をしようとする農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善事業を行う団体、農業協同組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするものとする。

(農用地利用集積計画の取消しの公告)

第二十條の二 法第二十條の二第三項の規定による公告は、農用地利用集積計画のうち法第二十條の二第二項各号に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市町村の公報に掲載することその他所定の

るときに限り、第五号又は第六号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。)とする。

一 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

二 農地保有合理化法人が第一条第二号及び第四条第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業(法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を除く。)の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

三〇六 (略)

(農用地利用集積計画の作成の申出)

第十九条 法第十八条第五項の規定による申出は、当該申出をしようとする団体、農業協同組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするものとする。

手段により行うものとする。

(農業経営を営む法人となることに関する計画の基準)

第二十条の三 令第五条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 農業経営を営む法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日前であること。

二 その団体が農業経営を営む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

三・四 (略)

(特定農業団体の要件)

第二十条の四 (略)

(特定農業団体の組織の変更に係る通知)

第二十一条の三 法第二十四条第一項ただし書の規定による特定農業団体の組織の変更は、特定農業団体が、あらかじめ、当該特定農業団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をしてするものとする。

(農用地利用規程の軽微な変更)

第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な

(農業生産法人となることに関する計画の基準)

第二十条の二 令第五条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日前であること。

二 その団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

三・四 (略)

(特定農業団体の要件)

第二十条の三 (略)

(特定農業団体の組織の変更に係る通知)

第二十一条の三 法第二十三条の二第一項ただし書の規定による特定農業団体の組織の変更は、特定農業団体が、あらかじめ、当該特定農業団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をしてするものとする。

(農用地利用規程の軽微な変更)

第二十二条 法第二十三条の二第一項ただし書の農林水産省令で定める軽

変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

(農用地利用規程の認定申請手続)

第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一 (略)

二 地区及び当該地区内の農用地につき法第十八条第三項第四号の権利を有する者の当該団体への加入状況を記載した書面

三 六 (略)

2 前項の規定は、法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定の申請について準用する。

(農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者)

第二十四条 第二条の規定は、法第二十三条第一項の規定による農用地利用規程の認定又は法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定について準用する。

(特定農用地利用規程の変更の届出)

第二十五条 法第二十四条第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業経営を営む法人となつたことを証する書面を添えてしなければならない。

微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

(農用地利用規程の認定申請手続)

第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一 (略)

二 地区及び当該地区内の農用地につき法第十八条第三項第三号の権利を有する者の当該団体への加入状況を記載した書面

三 六 (略)

2 前項の規定は、法第二十三条の二第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定の申請について準用する。

(農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者)

第二十四条 第二条の規定は、法第二十三条第一項の規定による農用地利用規程の認定又は法第二十三条の二第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定について準用する。

(特定農用地利用規程の変更の届出)

第二十五条 法第二十三条の二第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業生産法人となつたことを証する書面を添えてなければならない。



(勸奨についての配慮)

第二十五条の二 法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勸奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金又は補助金（以下この条において「交付金等」という。）の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金等を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金等を用いて農用地を取得し、若しくはその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。

一〜七 (略)

[削る。]

[削る。]

(勸奨についての配慮)

第二十五条の二 法第二十四条第一項の認定団体は、同項の勸奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金又は補助金（以下この条において「交付金等」という。）の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金等を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金等を用いて農用地を取得し、若しくはその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。

一〜七 (略)

(特定遊休農地である旨の通知等)

第二十六条 法第二十七条の二第一項の規定による通知は、別記様式第一号による通知書により行うものとする。

第二十七条 法第二十七条の二第一項ただし書の規定による公告は、法第二十七条第二項の規定による要請に係る要活用農地が特定遊休農地である旨を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

〔削る。〕

(特定遊休農地に係る計画の届出を要しない事由)

第二十八条 法第二十七条の二第二項の農林水産省令で定める事由は、同条第一項の規定による通知を受けた者の疾病又は負傷による療養、特定遊休農地に係る災害その他の事由であつて、特定遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出を要しないことにつき同意市町村の長が正当な理由があることを確認したものとす。

2 前項の確認を受けようとする者は、法第二十七条の二第一項の規定による通知を受けた後速やかに、別記様式第二号の確認申請書に、当該申請書に記載した事由が発生したことを証する書類を添えて提出しなければならない。

(特定遊休農地に係る計画の届出)

第二十九条 法第二十七条の二第二項の規定による届出は、別記様式第三号による届出書を提出して行うものとする。

(特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行う農地保有合理化法人等の要件)

第三十条 法第二十七条の三第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であることとする。

- 一 法第二十七条の三第一項の規定による勧告に係る特定遊休農地が、法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にある場合 次に掲げる者

〔削る。〕

〔削る。〕

イ 農地保有合理化事業規程（農地売買等事業の実施に関する定めがあるものに限る。）につき法第七条第一項の承認を受けた農地保有合理化法人

ロ 当該特定農用地利用規程において定められた特定農業法人

二 法第二十七条の三第一項の規定による勧告に係る特定遊休農地が、同意市町村の基本構想において定められた法第六条第二項第六号イの区域（法第十七条第二項に規定する市街化区域を除く。）の内にいる場合 次に掲げる者

イ 前号イに掲げる者又は当該基本構想において特定法人貸付事業の実施主体として定められた農地保有合理化法人

ロ 当該基本構想において特定法人貸付事業の実施主体として定められた市町村

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第一号イに掲げる者

（都道府県知事の調停の申請手続）

第三十一条 法第二十七条の四第一項の調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 当該申請に係る特定遊休農地の農地所有者等（法第二十七条の二第一項に規定する農地所有者等をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

三 当該申請に係る特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積

四 当該申請に係る特定遊休農地の農地所有者等と法第二十七条の三第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができない事由

〔削る。〕

〔削る。〕

- 五 当該申請に係る特定遊休農地の利用の現況及び見通し
- 六 当該申請に係る特定遊休農地についての申請者の利用計画の内容の  
詳細
- 七 その他参考となるべき事項

（調停案の作成に係る意見聴取）

第三十二条 都道府県知事は、法第二十七条の四第三項の規定に基づき調停案を作成するに当たっては、当該調停に係る当事者の一方が当該調停に係る特定遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者である場合には、当該特定遊休農地の所有者の意見を聴くものとする。

（特定利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第三十三条 法第二十七条の五の裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 当該申請に係る特定遊休農地の農地所有者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 三 当該申請に係る特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 四 当該申請に係る特定遊休農地の利用の現況及び見通し
- 五 当該申請に係る特定遊休農地についての申請者の利用計画の内容の  
詳細
- 六 希望する特定利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃及びその  
支払の方法

七 その他参考となるべき事項

(裁定の申請の公告)

第三十四条 法第二十七条の六第一項の農林水産省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第三十五条 法第二十七条の六第一項の規定による公告は、都道府県の公報に掲載することその他所定的手段により行うものとする。

(意見書において明らかにすべき事項)

第三十六条 法第二十七条の六第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- 三 意見書を提出する者の当該特定遊休農地の利用の状況及び利用計画
- 四 意見書を提出する者が当該特定遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 五 意見の趣旨及びその理由
- 六 その他参考となるべき事項

(裁定の通知等)

第三十七条 法第二十七条の八第一項の規定による通知は、法第二十七条の七第二項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

2 法第二十七条の八第一項の規定による公告は、法第二十七条の七第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

（措置命令書の記載事項）

第三十八条 法第二十七条の十二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

四 法第二十七条の十二第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を同意市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨

（支障の除去等の措置に係る費用負担）

第三十九条 同意市町村の長は、法第二十七条の十二第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（特定法人貸付事業に係る協定の内容）

第四十条 法第二十七条の十三第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔削る。〕

〔削る。〕

(土地改良法施行規則の特例)

第二十六条 (略)

別表(第十八条関係)

木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目

その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の

一 法人の行う耕作又は養畜の事業の内容及びこれらの事業を実施する区域

二 法人の行う耕作又は養畜の事業の用に供される農用地の利用に関する事項

三 地域の農業における法人の役割分担に関する事項

四 法人が同意市町村に対して行う協定の実施の状況についての報告に関する事項

五 協定に違反した場合の措置

六 法人が破産手続開始の決定を受けた場合その他法人による耕作又は養畜の事業の継続が不可能となつた場合は、協定に違反した場合に該当する旨

七 その他必要な事項

(土地改良法施行規則の特例)

第四十一条 法第三十三条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の規定を適用する。

別表(第十八条関係)

木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目

法第十八条第三項第二号ハに掲げる要件

的に供される土地	(略)
事業を行うことができると認められること。	(略)

的に供される土地	農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
	その土地を効率的に利用することができることと認められること。

〔削る。〕

別記様式第一号～第三号

(略)



改正後	改正前
<p>（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）</p> <p>第四条の四 令第七条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十六（略）</p> <p>二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設</p> <p>で、第二十八号イからホまでに掲げる要件のすべてを満たすもの</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち前条第一号ロからニまでのいづれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したものであること。</p> <p>二十七 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）</p> <p>第四条の四 令第七条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十六（略）</p> <p>二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設</p> <p>で、第二十八号イからホまでに掲げる要件のすべてを満たすもの</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>二十七 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）においてその種類、位置及び規模が定められている施設</p>

を図るために必要なものに限る。）

イ・ロ (略)

ハ 当該計画に従つて当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する旨の定めがあること。

ニ・ヘ (略)

ト 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

チ (略)

リ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち前条第一号から二までのいづれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したものであること。

ヌ・ル (略)

ヲ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、前条に規定する事業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該土地を当該計画で定められた施設の用に供することにつき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

二十八 法第八条第二項第四号、第四号の二、第五号又は第六号に掲げる事項に係る施設（法第三条第四号の施設を除く。）で次に掲げる要件をすべて満たすもの

イ・ロ (略)

ハ・ホ (略)

ヘ (略)

ト・チ (略)

リ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、第四条の三に規定する事業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該土地を当該計画で定められた施設の用に供することにつき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

二十八 法第八条第二項第四号、第四号の二、第五号又は第六号に掲げる事項に係る施設（法第三条第四号の施設を除く。）で次に掲げる要件をすべて満たすもの

イ・ロ (略)

ハ 当該施設の設置により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ニ・ホ (略)

ヘ 当該施設の用に供される土地が、前条に規定する事業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

2 (略)

(法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設)

第三十五条 法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)による更生保護事業の用に供する施設

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設

四 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ・ニ (略)

ホ 当該施設の用に供される土地が、第四条の三に規定する事業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

2 (略)

イ 国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

ロ 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

ハ 都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

ニ 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎

五 宿舎（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）

### 第三十六条（略）

（法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地利用集積円滑化団体が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為）

二〇三〇 （略）

第三十八条〜第四十六条 （略）

### 第三十五条（略）

（法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為）

第三十六条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為

二〇三〇 （略）

第三十七条〜第四十五条 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（組合が農地又は採草放牧地を利用しないで行う農業の経営）</p> <p>第五十一条の二 法第十一条の三十一第一項第三号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>一 組合の地区内にある農業用施設のうち、当該農業用施設の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農業用施設の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行うとき。</p> <p>二 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、組合の地区内にある農業用施設を利用して新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業を実施するとき。</p> <p>（書面等による同意を要しない組合の組合員の総数）</p> <p>第五十一条の三 法第十一条の三十一第五項の農林水産省令で定める数は、千二百人とする。</p> <p>別紙様式第6号(1)（第202条第3項第1号関係） （略）</p> <p>第1～第5（略） 第6 附属明細書</p>	<p>。</p> <p>別紙様式第6号(1)（第202条第3項第1号関係） （略）</p> <p>第1～第5（略） 第6 附属明細書</p>



法第十一條の三十一の事業	肉用牛		
第一項第三号の事業	.....		
	合計		

(記載上の注意)

- 1 組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
- 2 第6 附属明細書 (記載上の注意) 1の規定にかかわらず、農業経営事業に関する定款の定めのない組合にあつては、本項目を削除することを妨げない。

チ その他の事業  
(記載上の注意)

イから下までの事業のほか、加工、利用等の事業があれば、その事業実績 (取扱高・損益等) を事業の種類ごとに記載すること。

- (9) (略)
- 2 (略)
- 第7～第13 (略)

別紙様式第8号(1) (第202条第3項第3号関係)  
(略)

第1～第5 (略)

下 その他の事業  
(記載上の注意)

イから下までの事業のほか、加工、利用等の事業があれば、その事業実績 (取扱高・損益等) を事業の種類ごとに記載すること。

- (9) (略)
- 2 (略)
- 第7～第13 (略)

別紙様式第8号(1) (第202条第3項第3号関係)  
(略)

第1～第5 (略)

第6 附属明細書

1 計算書類に関する事項

(1) ～ (8) (略)

(9) 事業別の明細

イ～ホ (略)

一 農業経営事業

種類	経営規模 (単位：ha、頭等)	当期販売高 (単位：千円)
米		
麦		
.....		
合計		
法第十一条の三十一		
法第十一条の三十一		
法第十二条の三十一		
法第十三条の三十一		
法第十四条の三十一		
法第十五条の三十一		
法第十六条の三十一		
法第十七条の三十一		
法第十八条の三十一		
法第十九条の三十一		
法第二十条の三十一		
法第二十一条の三十一		
法第二十二条の三十一		
法第二十三条の三十一		
法第二十四条の三十一		
法第二十五条の三十一		
法第二十六条の三十一		
法第二十七条の三十一		
法第二十八条の三十一		
法第二十九条の三十一		
法第三十条の三十一		
法第三十一条の三十一		
法第三十二条の三十一		
法第三十三条の三十一		
法第三十四条の三十一		
法第三十五条の三十一		
法第三十六条の三十一		
法第三十七条の三十一		
法第三十八条の三十一		
法第三十九条の三十一		
法第四十条の三十一		
法第四十一条の三十一		
法第四十二条の三十一		
法第四十三条の三十一		
法第四十四条の三十一		
法第四十五条の三十一		
法第四十六条の三十一		
法第四十七条の三十一		
法第四十八条の三十一		
法第四十九条の三十一		
法第五十条の三十一		
法第五十一条の三十一		
法第五十二条の三十一		
法第五十三条の三十一		
法第五十四条の三十一		
法第五十五条の三十一		
法第五十六条の三十一		
法第五十七条の三十一		
法第五十八条の三十一		
法第五十九条の三十一		
法第六十条の三十一		
法第六十一条の三十一		
法第六十二条の三十一		
法第六十三条の三十一		
法第六十四条の三十一		
法第六十五条の三十一		
法第六十六条の三十一		
法第六十七条の三十一		
法第六十八条の三十一		
法第六十九条の三十一		
法第七十条の三十一		
法第七十一条の三十一		
法第七十二条の三十一		
法第七十三条の三十一		
法第七十四条の三十一		
法第七十五条の三十一		
法第七十六条の三十一		
法第七十七条の三十一		
法第七十八条の三十一		
法第七十九条の三十一		
法第八十条の三十一		
法第八十一条の三十一		
法第八十二条の三十一		
法第八十三条の三十一		
法第八十四条の三十一		
法第八十五条の三十一		
法第八十六条の三十一		
法第八十七条の三十一		
法第八十八条の三十一		
法第八十九条の三十一		
法第九十条の三十一		
法第九十一条の三十一		
法第九十二条の三十一		
法第九十三条の三十一		
法第九十四条の三十一		
法第九十五条の三十一		
法第九十六条の三十一		
法第九十七条の三十一		
法第九十八条の三十一		
法第九十九条の三十一		
法第一百条の三十一		
合計		

第6 附属明細書

1 計算書類に関する事項

(1) ～ (8) (略)

(9) 事業別の明細

イ～ホ (略)



第一項第三号の事業			
法第十一条の三十一	肉用牛		
	.....		
	合計		

(記載上の注意)

- 1 連合会の実情に於て「種類」欄を細分化して記載すること。
- 2 第6 附属明細書 (記載上の注意) 1 の規定にかかわらず、農業経営事業に関する定款の定めのない連合会にあつては、本項目を削除することを妨げない。

(10) (略)

2 (略)

第7～第10 (略)

(10) (略)

2 (略)

第7～第10 (略)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。ただし、第一条のうち、農地法施行規則第五条第十号中「掲げるもの」の下に「（第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）」を加える改正規定、同令第五条の二中「掲げる施設」の下に「（法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地にあつては、これらの土地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）」を加える改正規定、同令第五条の四第五号の改正規定、同令第五条の五中「二分の一」を「三分の一」に改める改正規定、同令第五条の十二第一号中「ガス管」の下に「のうち二種類以上」を加える改正規定、同令第五条の十五中「二十ヘクタール」を「十ヘクタール」に改める改正規定、同令第七条第六号中「もの」の下に「（第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）」を加える改正規定及び同令第七条の二中「二分の一」を「三分の一」に改める改正規定

定は、平成二十二年六月一日から施行する。

（転用の制限に関する経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に地方公共団体（都道府県を除く。）が第一条の規定による改正後の農地法施行規則（以下「新農地法施行規則」という。）第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎の敷地に供するためその区域（地方公共団体の組合にあつてはその組合を組織する地方公共団体の区域、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域）内にある農地を農地以外のものにする行為に着手しているときは、当該行為については、新農地法施行規則第三十二条第六号の規定は、適用しない。

2 前条ただし書に規定する改正規定の施行前にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請であつて、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の農地法施行規則第三十三条、第三十五条第五号、第三十六条、第四十条第一号、第四十六条及び第五十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地等の売払いに関する経過措置）

第三条 農林水産大臣は、改正法附則第八条第二項の場合において、改正法の施行後最初に改正法第一条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第四十六条の規定の例により、改正法第一条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第三十六条第一項第一号に規定する土地を新農地法第四十六条第一項に掲げる者に売り払おうとするときは、その旨を旧農地法第三十六条第一項第一号に掲げる者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた旧農地法第三十六条第一項第一号に掲げる者は、改正法附則第八条第三項の買受けを希望するときは、当該通知があつた日から起算して三月以内に、次に掲げる事項を記載した買受申込書を地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

一 申込者の氏名又は名称及び住所

二 買受けを希望する土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 希望する対価

四 希望する対価の支払の方法

五 申込者又はその世帯員等が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

六 申込者が個人である場合にあつては申込者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあつてはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況

七 申込者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に供している機械及び役畜の状況

八 その他参考となるべき事項

3 地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣）は、前項の申込書の提出があつた場合において、その申込みを相当と認めるときは、その申込者に対し次に掲げる事項を記載した売払通知書を交付するものとする。

一 売払いの相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り払う土地等のうち土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び

所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 対価

四 対価の支払の方法

五 その他売払条件

第四条 改正法附則第八条第四項の規定により読み替えてなおその効力を有するものとされた旧農地法第八十条第二項の規定により売払いを行う場合においては、新農地法施行規則第一百一条の規定の適用については、同条中「法第五十八条第四項」とあるのは、「法第五十八条第四項及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）附則第五条の規定により読み替えて適用される同令第一条の規定による改正前の農地法施行令第十七条前段」とする。

（農業振興地域整備計画の変更に関する経過措置）

第五条 この省令の施行前に農業振興地域の整備に関する法律第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた農業振興地域整備計画の変更であつて、第三条の規

定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の四第一項第二十六号の二から第二十八号までに掲げる施設の用に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行うものについては、第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の四第一項第二十六号の二から第二十八号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号(一)第六1(8)事業別の明細ト及び別紙様式第八号(一)第六1(9)事業別の明細へは、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法施行規則の廃止)

第七条 国有農地等の売払いに関する特別措置法施行規則(昭和四十六年農林省令第三十四号)は廃止する。  
(土地改良法施行規則の一部改正)

第八条 土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「若しくは農地保有合理化法人」を「農地保有

合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

第四十三条の十一中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六十三条から第六十八条までを次のように改める。

第六十三条から第六十八条まで 削除

第六十八条の四の十第二項中「第五十二条第七項第三号」を「第五十二条の二第四項第二号」に改める。

第六十九条の二中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第七十条及び第七十一条第一項中「又は農地保有合理化法人」を「、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改める。

第八十四条の二中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第九十二条の四第一項第六号中「、第五十一条の二及び第五十一条の三」を削る。

附則第二項第二号中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第四号」に改める。

(国有林野の活用に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 国有林野の活用に関する法律施行規則(昭和四十六年農林省令第六十一号)の一部を次のように改



正する。

第二条第二号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を加え、同条第三号中「第一条の六第一項第四号の二」を「（昭和二十七年政令第四百四十五号）第六条第二項第三号」に改め、同条第四号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第十条 沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年農林省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の前の見出しを削り、同条から第十八条までを次のように改める。

第十二条から第十八条まで 削除

（肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部改正）

第十一条 肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条の二第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令の一部改正）

第十二条 農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令（平成五年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中ロを削り、ハをロとする。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十三条 独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

第三十三条第五号イ(2)中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成十八年農林水産省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)」を「農業経営を営む法人」に改め、同号イ及びロ中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

第五条中「次の各号のいずれかに該当する」を「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十五条第一項の通知があった場合における同法第三十四条第一項の勧告に係る」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成十九年農林水産省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中口を削り、ハをロとする。

(独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令の一部改正)

第十六条 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令(平成二十年農林水産省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条」を「第三十二条」に、「第七条」を「第五十三条」に改め、同条第二項中「第五条の六、第五条の十六及び第七条の五」を「第三十七条、第四十七条及び第五十七条」に、「第五条の六第五号」を「第三十七条第五号」に、「第五条の十六第五号ホ及び第七条の五第五号ホ」を「第四十七条第五号ホ及び第五十七条第五号ホ」に改める。

第五条第二項中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

第七条中「第五条、第五条の六、第五条の十六、第七条及び第七条の五」を「第三十二条、第三十七条、第四十七条、第五十三条及び第五十七条」に、「第五条中」を「第三十二条中」に、「第五条の六第五号」を「第三十七条第五号」に、「第五条の十六第五号ホ及び第七条の五第五号ホ」を「第四十七条第五号ホ及び第五十七条第五号ホ」に、「第七条中」を「第五十三条中」に改める。

第八条中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

(旧農業者年金基金法施行規則の一部改正)

第十七条 独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「農地保有合理化法人」の下に「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第四号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人

附則第三条第八号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

(旧独立行政法人緑資源機構法施行規則の一部改正)

第十八条 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成二

十年農林水産省令第二十一号) 第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行規則(平成十五年農林水産省令第一百一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。